

官報

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔その他告示〕

- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七条及び附属書Gに基づく資金の提供に関する書簡の交換に関する件（外務八〇）
- ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同八一）
- ベトナム社会主義共和国における脆弱な地域における洪水及び土砂災害に対する強靱性強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同八二）
- 保安林の指定をする件
（農林水産二八七〇三〇二）
- 道路に関する件
（東北地方整備局二五）
- 利根川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件
（関東地方整備局五八、五九）
- 都市計画に関する件（同六〇、六二）
- 道路に関する件
（中部地方整備局一八）

- 道路に関する件
（九州地方整備局一八）
 - 特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（岐阜県公安委二）
 - 特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（愛知県公安委三）
 - 特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（三重県公安委四）
 - 特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（京都府公安委二二）
 - 特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（兵庫県公安委四四）
 - 特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（岡山県公安委一六）
 - 特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（宮崎県公安委一九）
- 〔国会事項〕
- 〔人事異動〕
- 内閣 船舶活用医療推進本部事務局
- 〔皇室事項〕
- 〔官庁報告〕
- 官庁事項
- 貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）

- 船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施（総務省）
 - 登録電子海図情報表示装置講習の登録に関する公示（国土交通省）
 - 登録船舶職員養成事務所の廃止に関する公示（同）
 - 九州地方整備局公示（九州地方整備局）
 - 日本国に帰化を許可する件
（法務省告示配三六）
- 〔公 告〕
- 諸事項
- 官庁
建設業の許可の取消処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

○外務省告示第八十号
令和八年二月二十日に東京で、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七条及び附属書Gに基づく資金の提供に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。
令和八年三月五日
外務大臣 茂木 敏充

（日本側書簡）
書簡をもって啓上いたします。本大臣は、千九百五十四年三月八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に言及する光榮を有します。
同協定第七条2は、日本国政府が、同協定の実施に関連するアメリカ合衆国政府の行政事務費及びこれに関連がある経費として、アメリカ合衆国政府に随時円資金を提供すべきことを定めています。
また、同協定附属書G3は、日本国の毎会計年度において日本国政府が提供すべき金銭負担としての日本円の価額については、同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れた上、両政府の間で合意すべきことを定めています。よって、本大臣は、日本国の令和七会計年度における前記の金銭負担の額に関し、次の取極を日本国政府に代わって提案する光榮を有します。
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの日本国の会計年度において日本国政府が提供すべき金銭負担の額は、同年度に同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れて、一億二千三百三十一万四千円（一、二二三、三三四、〇〇〇円）とする。
本大臣は、更に、この書簡及びアメリカ合衆国政府に代わって前記の取極を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日効力を生ずるものとすることを提案する光榮を有します。
本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。
二千二十六年二月二十日に東京で
日本国外務大臣 茂木敏充
アメリカ合衆国特命全権大使
ジョージ・グラス閣下

(米国側書簡)

(訳文) 書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付の閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本使は、更に、アメリカ合衆国政府に代わって前記の取極を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとする事に同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年二月二十日に東京で

アメリカ合衆国特命全權大使

ジョージ・グラス

日本国外務大臣 茂木敏充閣下

○外務省告示第八十一号

令和八年二月六日にピエンチャンで、ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2 贈与額 九億円

3 署名者

日本側 小泉勉在ラオス大使

ラオス側 フォンサムット・アンラワン外務副大臣

令和八年三月五日

外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第八十二号

令和八年二月十日にハノイで、ベトナム社会主義共和国における脆弱な地域における洪水及び土砂災害に対する強靱性強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 ベトナム社会主義共和国における脆弱な地域における洪水及び土砂災害に対する強靱性強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与額 九億三千九百万円

3 署名者

日 本

側 伊藤直樹在ベトナム大使 国際連合児童基金側 シルヴィア・ダナイロフ 在ベトナム事務所代表

令和八年三月五日

外務大臣 茂木 敏充

○農林水産省告示第二百八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 新潟県東蒲原郡阿賀町京ノ瀬字諏訪峠西四三二五の一・四三二五の二・大牧字白髪山四三二六の一・四三二六の一〇(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法 1 主伐は、択伐による。 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百八十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 新潟県北九州市小倉南区大字頂吉字舟木ヶ迫より大切迄一六七一の二八、一六七一の二九

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法 1 主伐に係る伐採種は、定めない。 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

○農林水産省告示第二百九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 愛媛県西予市城川町窪野三三三の二、三三五から三七九まで、三八一、三八二の二から三八二の七まで、三八三から三八六まで、三八八から三九〇まで、三九一の二から三九一の三まで、一一七〇、一一七一、一一七二の二から一一七二の五まで、一一七三、一一七四、一一七五の二から一一七五の三まで、一一七六、一一八三

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。 城川町窪野三三三の二・三三七・三七七六・一一七六・一一八三(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

○農林水産省告示第二百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 福岡県嘉麻市東畑字タシロタ二二二の一・一四四の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法 1 次の森林については、主伐は、択伐による。 字タシロタ二二二の一、一四四の一(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

○農林水産省告示第二百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 福岡県嘉麻市東畑字タシロタ二二二の一・一四四の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法 1 次の森林については、主伐は、択伐による。 字タシロタ二二二の一、一四四の一(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

○農林水産省告示第二百九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 福岡県宮若市犬鳴字金山三九四の三

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法 1 主伐に係る伐採種は、定めない。 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (次のとおり)は、省略し、その関係書類を高知県庁及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第三百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 保安林の所在場所 広島県神石郡神石高原町高光字一ノ渡り筋セヤス家ノマヘ三〇〇八、字世数筋下モ六三〇、字世数筋セヤス向六三二四の一
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 字一ノ渡り筋セヤス家ノマヘ三〇〇八・字世数筋下モ六三〇・字世数筋セヤス向六三二四の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (次の図)及び(次のとおり)は、省略し、その関係書類を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。

の図面及び関係書類を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第三百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 保安林の所在場所 広島県庄原市西城町油木字衣木五一九〇の一七
- 二 指定の目的 水源の涵養
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (次のとおり)は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第三百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 保安林の所在場所 広島県東広島市志和町別府字向イ山一〇一八四の九七
- 二 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (次のとおり)は、省略し、その関係書類を広島県庁及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。

○東北地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月五日

東北地方整備局長 西村 拓

(一) 道路の種類 一般国道

(二) 路線名 四号

(三) 道路の区域

区	変更前	後別	敷地の幅員	延長
間				
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字大山一六番から同村大字小田倉字稗返三一九番まで	前	後	二〇・三一一・四一・六八メートル	キロメートル 〇〇・一八〇

○関東地方整備局告示第五十八号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

令和八年三月五日

関東地方整備局長 橋本 雅道

現告示図面（昭和四十一年十二月二十八日建設省告示第四千二百二十五号）中第三百七十三号図の次に第三百七十四号図から第三百八十六号図を加え、それぞれ茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域（図面省略）

附 則

河川法施行法（昭和三十九年法律第六十八号）第十三条及び第十四条の規定により、河川保全区域及び河川予定地の指定があったものとみなされた、昭和三十四年八月十四日付け群馬県告示第二百六十一号（河）に係る土地の区域は廃止する。

○関東地方整備局告示第五十九号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

令和八年三月五日

関東地方整備局長 橋本 雅道

現告示図面（昭和四十一年十二月二十八日建設省告示第四千二百二十五号）中第三百七十三号図の次に第三百八十七号図から第三百九十三号図を加え、それぞれ茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域（図面省略）

○関東地方整備局告示第六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月五日

関東地方整備局長 橋本 雅道

- 一 施行者の名称 茨城県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 昭和五十七年建設省告示第百一十一号水戸・勝田都市計画、日立都市計画、大宮都市計画及び常北都市計画下水道事業那珂久慈流域下水道
- 三 事業施行期間 自昭和五十七年一月二十八日至今和十五年三月三十一日
- 四 事業地

- 収用の部分 変更なし
- 使用の部分 変更なし

○関東地方整備局告示第六十一号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和八年三月五日
一 施行者の名称 群馬県
二 都市計画事業の種類及び名称 昭和六十一年建設省告示第千二百五十八号沼田都市計画及びみなかみ都市計画下水道事業利根川上流流域下水道（奥利根処理区）
三 事業施行期間 自昭和六十年九月二十一日至令和十三年三月三十一日
四 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

○関東地方整備局告示第六十二号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和八年三月五日
一 施行者の名称 群馬県
二 都市計画事業の種類及び名称 昭和五十三年建設省告示第千九百二十三号前橋都市計画、高崎都市計画、渋川都市計画、藤岡都市計画、富岡都市計画、安中都市計画、吉井都市計画、玉村都市計画、前橋勢多都市計画、箕郷都市計画、榛名都市計画、甘楽都市計画、榛東都市計画及び吉岡都市計画下水道事業利根川上流流域下水道（県央処理区）
三 事業施行期間 自昭和五十三年十二月二十日至今令和十三年三月三十一日
四 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

○関東地方整備局告示第六十三号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和八年三月五日
一 施行者の名称 群馬県
二 都市計画事業の種類及び名称 平成四年建設省告示第千八百十七号桐生都市計画及びみどり都市計画下水道事業東毛流域下水道（桐生処理区）
三 事業施行期間 自平成四年十一月十七日至今令和十三年三月三十一日
四 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

○中部地方整備局告示第十八号
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
令和八年三月五日
その関係図面は、令和八年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。
道路の種類 一般国道
路線名 一号

○愛知県公安委員会告示第三号
次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、次のとおり告示する。
令和八年三月五日
三重県公安委員会委員長 吉田すみ江

○岐阜県公安委員会告示第二号
次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、次のとおり告示する。
令和八年三月五日
岐阜県公安委員会委員長 林 正子

○三重県公安委員会告示第四号
次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、次のとおり告示する。
令和八年三月五日
三重県公安委員会委員長 吉田すみ江

○愛知県公安委員会告示第三号
次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、次のとおり告示する。
令和八年三月五日
三重県公安委員会委員長 吉田すみ江

(三) 道路の区域
区 間
静岡市清水区八坂町字黒方四七一番一七から同市清水区八坂東二丁目四四番五番三まで
後前 敷地の幅員延長
三六・五〇〇、五六・六〇〇、
三七・五〇〇、五八・一七〇、
〇〇・二〇〇、九

○九州地方整備局告示第十八号
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
令和八年三月五日
その関係図面は、令和八年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。
九州地方整備局長 垣下 禎裕
路線名 供用開始の区間
三十四号 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田字九本柳九一三番五から同 九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所
町吉田字三本柳二六四番五まで 賀国道事務所

○岐阜県公安委員会告示第二号
次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。
令和八年三月五日
愛知県公安委員会委員長 中尾 友紀

一 特定抗争指定暴力団等
令和六年十月三十一日岐阜県公安委員会告示第十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
変更前
指定の期限 令和八年三月七日まで
変更後
指定の期限 令和八年六月七日まで
二 特定抗争指定暴力団等
令和六年十月三十一日岐阜県公安委員会告示第十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）
変更前
指定の期限 令和八年三月七日まで
変更後
指定の期限 令和八年六月七日まで

○三重県公安委員会告示第四号
次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。
令和八年三月五日
三重県公安委員会委員長 吉田すみ江

一 特定抗争指定暴力団等
 令和四年十二月八日三重県公安委員会告示第三十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
 変更前
 指定の期限 令和八年三月七日日まで
 変更後
 指定の期限 令和八年六月七日日まで

二 特定抗争指定暴力団等
 令和四年十二月八日三重県公安委員会告示第三十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）
 変更前
 指定の期限 令和八年三月七日日まで
 変更後
 指定の期限 令和八年六月七日日まで

○京都府公安委員会告示第二十三号
 次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。
 令和八年三月五日

一 特定抗争指定暴力団等
 京都府公安委員会委員長 池坊 由紀
 令和六年十月三十一日京都府公安委員会告示第百八十八号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
 変更前
 指定の期限 令和八年三月七日日まで
 変更後
 指定の期限 令和八年六月七日日まで

二 特定抗争指定暴力団等
 令和六年十月三十一日京都府公安委員会告示第百八十八号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）
 変更前
 指定の期限 令和八年三月七日日まで
 変更後
 指定の期限 令和八年六月七日日まで

○兵庫県公安委員会告示第四十四号
 次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。
 令和八年三月五日

一 特定抗争指定暴力団等
 兵庫県公安委員会委員長 津田 隆雄
 令和四年十二月八日兵庫県公安委員会告示第三百十一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
 変更前
 指定の期限 令和八年三月七日日まで
 変更後
 指定の期限 令和八年六月七日日まで

二 特定抗争指定暴力団等
 令和四年十二月八日兵庫県公安委員会告示第三百十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）
 変更前
 指定の期限 令和八年三月七日日まで
 変更後
 指定の期限 令和八年六月七日日まで

○岡山県公安委員会告示第十六号
 次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。
 令和八年三月五日

一 特定抗争指定暴力団等
 岡山県公安委員会委員長 大土 弘
 令和四年十二月八日岡山県公安委員会告示第百七十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
 変更前
 指定の期限 令和八年三月七日日まで
 変更後
 指定の期限 令和八年六月七日日まで

二 特定抗争指定暴力団等
 令和四年十二月八日岡山県公安委員会告示第百七十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）
 変更前
 指定の期限 令和八年三月七日日まで
 変更後
 指定の期限 令和八年六月七日日まで

○宮崎県公安委員会告示第十九号
 次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。
 令和八年三月五日

一 特定抗争指定暴力団等
 宮崎県公安委員会委員長 松山 昭
 令和六年十月三十一日宮崎県公安委員会告示第百四号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
 変更前
 指定の期限 令和八年三月七日日まで
 変更後
 指定の期限 令和八年六月七日日まで

二 特定抗争指定暴力団等
 令和六年十月三十一日宮崎県公安委員会告示第百四号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）
 変更前
 指定の期限 令和八年三月七日日まで
 変更後
 指定の期限 令和八年六月七日日まで

参議院

議案受領（予備審査）

三月三日内閣から次の議案が送付された。
 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）
 農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法案（閣法第一号）

日本中央競馬会法の一部を改正する法律案（閣法第一二号）
 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第一号）
 また、同日衆議院から次の議案が送付された。
 政治資金規正法の一部を改正する法律案（落合貴之外四名提出（衆第一号））

人事異動

内閣

財務大臣 片山さつき
 国際通貨基金総務会総務たる日本政府代表を命ずる
 国際復興開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる
 欧州復興開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる
 米州開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる

アジア開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる
 アフリカ開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる
 多数国間投資保証機関総務会総務たる日本政府代表を命ずる
 国際通貨基金の国際通貨金融委員会委員たる日本政府代表を命ずる
 国際復興開発銀行及び国際通貨基金の総務会合同大臣委員会委員たる日本政府代表を命ずる
 投資紛争解決国際センター理事会代表者たる日本政府代表を命ずる

国会事項

衆議院

議案提出
 三月三日内閣から提出した議案は次のとおりである。
 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
 農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法案
 日本中央競馬会法の一部を改正する法律案
 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
 答弁書受領
 三月三日内閣から次の答弁書を受領した。
 衆議院議員緒方林太郎提出行き過ぎた緊縮志向に関する質問に対する答弁書
 衆議院議員緒方林太郎提出財源に関する質問に対する答弁書

令和8年1月21日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（不更新）

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事 14第00281号	中小企業振興株式会社
東京都知事 14第00121号	株式会社大倉商事
東京都知事 13第31624号	株式会社コシダカプロダクツ

船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施

電波法（昭和25年法律第131号）第48条の2第2項第1号に規定する訓練の実施について、無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）第60条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和8年3月5日 総務大臣 林 芳正

- 訓練の実施期日及び時間 令和8年7月15日（水）から同月17日（金）までの3日間、午前9時から午後4時まで
- 訓練の実施場所 〒185-8795 東京都国分寺市泉町2-11-16 総務省情報通信政策研究所
- 申請書（訓練を受けることとなる者の船舶局無線従事者証明の申請書をいう。以下同じ。）の受付期間及び来庁時の受付時間
 - 受付期間 令和8年4月13日（月）から同年5月13日（水）まで。
なお、郵送により申請書を提出する場合は、令和8年5月13日（水）までの消印のあるものに限り、受け付ける。
 - 来庁時の受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（午後0時から午後1時までを除く。）。
なお、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。
- 申請書の提出先 申請書は、無線従事者の免許を管轄する次の総合通信局又は沖縄総合通信事務所へ提出すること。

提出先	所在地
北海道総合通信局	〒060-8795 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎
東北総合通信局	〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎

関東総合通信局	〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎
信越総合通信局	〒380-8795 長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎
北陸総合通信局	〒920-8795 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎
東海総合通信局	〒461-8795 愛知県名古屋市中区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館
近畿総合通信局	〒540-8795 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館4階
中国総合通信局	〒730-8795 広島県広島市中区東白島町19-36
四国総合通信局	〒790-8795 愛媛県松山市味酒町2-14-4
九州総合通信局	〒860-8795 熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟
沖縄総合通信事務所	〒900-8795 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎3号館4階

5 その他

- 訓練を受ける者が多い場合は、上記以外の期日にも訓練を行うことがある。
- 証明書の郵送を希望するときは、申請書を提出する際に、所要の郵便切手を貼付した返信用封筒を添えること。
- 申請書を提出する際に納めなければならない手数料の額は、2,450円である。
- この訓練を受ける者が納めなければならない手数料の額は、19,900円である（別途交付する納付書により納付すること）。

登録電子海図情報表示装置講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第91号）第四条の五の規定に基づき次の電子海図情報表示装置講習を登録したので、同令第四条の二十二第一号の規定により、公示する。

令和八年三月五日

国土交通大臣 金子 恭之

- 登録年月日 令和八年二月十七日
- 登録番号 第二十五号
- 登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称 海上自衛隊第一術科学校
- 住所 広島県江田島市江田島町国有無番地
- 代表者の氏名 小杉 正博
- 登録電子海図情報表示装置講習事務を行う事務所の名称及び所在地
海上自衛隊第一術科学校
広島県江田島市江田島町国有無番地

登録船舶職員養成事務の廃止に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の七の規定に基づき、登録船舶職員養成事務を廃止する旨の届出があつたので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年三月五日

国土交通大臣 金子 恭之

- 登録船舶職員養成施設の名称 一般財団法人 関門海技協会
- 廃止する登録船舶職員養成施設の種別 六級海技士（航海 第二種養成施設）
- 廃止年月日 令和八年三月二十三日

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月五日

九州地方整備局長 垣下 禎裕

- (一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 三十四号
(三) 占用を制限する区域

区 域 備 考

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田字九本柳九二三番五から同町吉田字三本柳二六四番五まで

- (四) 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
- (五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- (六) 占用の制限の開始の期日 令和八年三月六日
- (七) 図面縦覧場所 九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

建設業法第100条第1項第1号

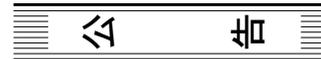
上記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを註記する。

- 令和八年三月五日 建設大臣 平口 純
- 住所 大阪市北区
趙美栄 平成2年4月18日生
- 住所 岡山県倉敷市
張曦婷 昭和63年1月5日生
- 住所 さいたま市岩槻区
マサミ・アダマリ・ソランジェ・マツウラ・ゴウノ 平成18年1月29日生
- 住所 東京都豊島区
孫依萍 平成2年1月7日生
- 住所 福岡市東区
金俊人 平成9年1月10日生
- 住所 横浜市中区
何效康 平成8年11月3日生
- 住所 横浜市保土ヶ谷区
ラジェンドラ・ネウパネ 平成元年10月5日生
ローズリン・ネウパネ 平成30年8月11日生
レヤンス・ネウパネ 令和5年12月28日生
- 住所 愛媛県今治市
黄敏 昭和54年3月13日生
- 住所 群馬県前橋市
ラザン・パニヤ 平成7年12月29日生
- 住所 大阪市東住吉区
趙香里 昭和63年11月26日生
- 住所 大阪市城東区
徐麻椰子 昭和62年10月7日生
- 住所 大阪市東淀川区
徐教成 平成3年1月8日生
- 住所 大阪市淀川区
金吉展 昭和58年4月9日生
- 住所 埼玉県川口市
周美惠 平成21年12月31日生
- 住所 埼玉県戸田市
庄斯沁 平成2年8月4日生
- 住所 埼玉県川口市
李妙子 昭和46年8月24日生
- 住所 神奈川県小田原市
柴中岩 昭和57年12月4日生
柴桜河 平成21年5月19日生
柴志恩 平成23年6月29日生
- 住所 横浜市緑区
ケリー・ユカリ・フクハラ・ベレス 平成11年8月22日生

- 住所 神奈川県平塚市
梁紗 平成9年12月18日生
- 住所 神奈川県藤沢市
梁冰 昭和61年2月26日生
- 住所 浜松市中央区
ミエ・ムラタ・ナカジョウ 平成16年4月15日生
- 住所 浜松市中央区
アキオ・ムラタ・ナカジョウ 平成18年11月18日生
- 住所 群馬県太田市
ジョバンナ・タカギ・マシモ・デ・ソウザ 平成13年3月5日生
- 住所 群馬県太田市
アルトゥル・タカギ・マシモ・デ・ソウザ 平成14年12月1日生
- 住所 広島市西区
皇甫勇輝 平成8年1月22日生
- 住所 東京都江東区
陳然 平成16年4月7日生
- 住所 東京都江東区
張貝妮 平成18年5月7日生
- 住所 東京都国分寺市
呉雨楓 平成2年11月16日生
呉怡諾 令和4年2月16日生
- 住所 静岡県掛川市
王泰秀 昭和50年9月26日生
- 住所 東京都西東京市
金久惠 昭和36年12月8日生
- 住所 東京都足立区
李百涛 昭和60年11月24日生
- 住所 東京都江戸川区
チアゴ・ダ・シルバ・コエヅカ 昭和62年6月8日生
- 住所 静岡県富士市
ジュリアナ・ハルミ・モラエス 昭和63年3月13日生
- 住所 千葉県市川市
ヤナ・ヒラタ・リベイロ 令和6年8月12日生
- 住所 静岡県富士宮市
ヴィクトル・カズ・モラエス 平成6年10月27日生
- 住所 広島市中区
車昌旭 平成2年2月15日生
- 住所 埼玉県上尾市
デルバ・アーチャーリダー・ナドゥン・アンジャナ 平成7年7月21日生

- 住所 埼玉県行田市
李昭英 昭和42年6月26日生
- 住所 大阪府枚方市
黄成哲 昭和34年11月20日生
- 住所 大阪市東成区
文秀彦 昭和44年7月3日生
- 住所 大阪府平野区
金和廣 昭和42年12月24日生
- 住所 大阪市港区
安真依子 平成5年7月12日生
- 住所 山口県下関市
崔明錫 昭和53年7月28日生
- 住所 東京都葛飾区
姜武男 昭和54年10月26日生
- 住所 広島市安芸区
ウェイ・ジャ・ブルガ・リュウ 平成18年8月24日生
- 住所 北九州市門司区
崔康子 昭和49年7月14日生
- 住所 東京都板橋区
裘志煒 平成7年3月10日生
- 住所 広島市安芸区
李京子 昭和29年10月14日生
李隆司 昭和50年10月4日生
李文惠 昭和53年1月11日生
- 住所 広島市安佐南区
李賢司 昭和55年9月19日生
- 住所 大阪府高槻市
全日先 昭和13年3月30日生
金加世子 昭和44年2月10日生
金隆彦 昭和39年3月18日生
- 住所 大阪府東大阪市
金梨那 平成5年9月8日生
- 住所 福岡市東区
姜用一 昭和40年7月13日生
- 住所 三重県伊勢市
金桃朋 平成8年3月27日生
- 住所 千葉県四街道市
モントリー・アンドウ 平成10年10月1日生
- 住所 千葉県松戸市
崔語旻 昭和61年8月16日生
- 住所 愛知県小牧市
張正陽 平成元年8月11日生
- 住所 名古屋市中村区
ラクシュマン・ギミレ 昭和47年4月15日生
- 住所 愛知県一宮市
ディーゼ・コバヤシ 昭和60年12月16日生

- 住所 愛知県知立市
ユウキ・ワダ 平成13年1月24日生
- 住所 東京都江東区
チンタンクマー・マンスカラル・マクワナ 昭和58年12月14日生
アミ・チンタンクマー・マクワナ 昭和63年4月14日生
ジャーン・チンタンクマー・マクワナ 平成29年5月17日生



経 緯

建設業の許可の取消処分公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和8年3月5日

近畿地方整備局長 齋藤 博之

- 処分をした年月日 令和8年1月5日
- 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 エフビットコミュニケーションズ株式会社 吉本 幸男 京都府京都市南区東九条室町23 国土交通大臣許可（特-6）第19690号
- 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（電気工業に関する特定建設業の許可）
- 処分の原因となった事実 令和8年1月5日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和8年3月5日

近畿地方整備局長 齋藤 博之

- 処分をした年月日 令和8年1月6日
- 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 箕組建設株式会社 岡本 雅彦 大阪府大阪市中央区上町1-1-20 国土交通大臣許可（特-3）第3213号

- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し(解体工事業に関する特定建設業の許可)
- 4 処分の原因となった事実 令和8年1月6日付けで建設業法第12条(第17条において準用する場合を含む。)の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和8年3月5日

近畿地方整備局長 齋藤 博之

- 1 処分をした年月日 令和8年1月23日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 株式会社ティエム技建 梅本 大勝 大阪府東大阪市吉原2-9-17 国土交通大臣許可(般-2)第26175号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し(土木工事業、管工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業、消防施設工事業に関する一般建設業の許可)
- 4 処分の原因となった事実 令和8年1月23日付けで建設業法第12条(第17条において準用する場合を含む。)の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第9248号

北九州市小倉北区米町1丁目1番1号小倉駅前ひびきビル3階
申立人 永留 克記
本籍北九州市門司区畑田町4番、最後の住所北九州市門司区大久保1丁目5番6-203号、死亡の場所北九州市門司区、死亡年月日令和6年9月9日、出生の場所福岡県門司市、出生年月日昭和28年9月10日、職業不明
被相続人 亡 明日 雄二

事務所北九州市小倉北区米町1丁目1番1号小倉駅前ひびきビル3階 弁護士法人ALAW&GOODLOOP
相続財産清算人 弁護士 永留 克記
催告期間満了日 令和8年10月1日

福岡家庭裁判所小倉支部

令和8年(家)第9015号

北九州市小倉北区浅野2丁目1-21駅西幹線ビル5階
申立人 朴 憲浩
本籍福岡市中央区長浜2丁目28番地、最後の住所北九州市戸畑区明治町10番18号、死亡の場所北九州市戸畑区、死亡年月日令和7年11月20日、出生の場所福岡市、出生年月日昭和3年5月1日、職業無職
被相続人 亡 岡崎 幸子
事務所北九州市小倉北区浅野2丁目1-21駅西幹線ビル5階 ハナ国際法律事務所
相続財産清算人 弁護士 朴 憲浩
催告期間満了日 令和8年10月1日
福岡家庭裁判所小倉支部

令和7年(家)第40458号

札幌市北区新琴似7条15丁目3番18号
申立人 新名 朋子
本籍北海道札幌市西区二十四軒4条2丁目28番地、最後の住所札幌市西区二十四軒4条2丁目3番3号、死亡の場所北海道札幌市西区、死亡年月日令和7年9月24日、出生の場所北海道夕張市、出生年月日昭和25年2月1日、職業無職
被相続人 亡 佐藤 正博
事務所札幌市中央区南1条西2丁目5番地南一条Kビル7階 弁護士法人朝日中央総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山本賢太郎
催告期間満了日 令和8年10月9日
札幌家庭裁判所

令和8年(家)第21号

青森市中央1丁目22番5号
申立人 青森市長 西 秀記
本籍青森県青森市大字羽白字沢田56番地6、最後の住所青森県青森市大字羽白字沢田56番地6、死亡の場所青森県青森市、死亡年月日令和5年12月11日頃から20日頃までの間、出生の場所青森県青森市、出生年月日昭和48年8月25日、職業無職
被相続人 亡 木浪 光洋

事務所青森市中央2丁目6番3号 平田・伊藤法律事務所
相続財産清算人 弁護士 伊藤 玲
催告期間満了日 令和8年10月9日
青森家庭裁判所

令和8年(家)第22号

青森市中央1丁目22番5号
申立人 青森市長 西 秀記
本籍青森県青森市大字羽白字沢田56番地6、最後の住所青森県青森市大字羽白字沢田56番地6、死亡の場所青森県青森市、死亡年月日令和5年12月11日頃から20日頃までの間、出生の場所鹿児島県日置郡串木野町、出生年月日昭和24年10月17日、職業無職
被相続人 亡 木浪 洋子
事務所青森市安方2丁目17-19 アソルティ青森ビル4階 高木法律事務所
相続財産清算人 弁護士 高木隆之助
催告期間満了日 令和8年10月9日
青森家庭裁判所

令和8年(家)第94号

札幌市東区北12条東17丁目1番15-502号
申立人 伊藤 薫
本籍北海道亀田郡七飯町字大沼町511番地3、最後の住所北海道亀田郡七飯町字大沼町511番地の3、死亡の場所北海道亀田郡七飯町、死亡年月日令和4年7月21日頃から31日頃までの間、出生の場所山形県飽海郡吹浦村、出生年月日昭和29年6月2日、職業不明
被相続人 亡 伊藤 秀典
函館市桔梗4丁目2番10号
相続財産清算人 伊藤 詠子
催告期間満了日 令和8年9月17日
函館家庭裁判所

令和8年(家)第121号

青森県弘前市大字宮園2丁目8番地1
申立人 社会福祉法人弘前市社会福祉協議会
本籍青森県弘前市大字小沢字広野148番地3、最後の住所青森県弘前市大字中野3丁目2番地12 シルバースター中野、死亡の場所青森県弘前市、死亡年月日令和8年1月25日、出生の場所青森県中津軽郡清水村、出生年月日昭和13年3月1日、職業無職
被相続人 亡 石岡金次郎
事務所青森県弘前市大字青山4丁目13番地13 藤本司法書士事務所
相続財産清算人 司法書士 藤本 祥平
催告期間満了日 令和8年9月17日
青森家庭裁判所弘前支部

令和7年(家)第4075号

茨城県つくば市小荖611番地10
申立人 亡木村艶子承継人 木村 誠
本籍茨城県つくば市小荖611番地10、最後の住所茨城県つくば市小荖611番地10、死亡の場所茨城県牛久市、死亡年月日令和6年7月27日、出生の場所東京都足立区、出生年月日昭和24年7月15日、職業無職
被相続人 亡 佐藤しげ子
事務所茨城県つくば市吾妻3-9-3 2階 学園都市法律事務所
相続財産清算人 弁護士 竹村 幸恵
催告期間満了日 令和8年9月25日
水戸家庭裁判所土浦支部

令和7年(家)第846号

東京都新宿区水道町3番1号
申立人 株式会社住宅債権管理回収機構
本籍埼玉県越谷市七左町8丁目165番地7、最後の住所埼玉県越谷市七左町8丁目165番地7、死亡の場所埼玉県越谷市、死亡年月日推定令和6年9月1日、出生の場所東京都足立区、出生年月日昭和42年6月3日、職業不明
被相続人 亡 新藤 光康
埼玉県越谷市南越谷4丁目1番地12 弁護士法人ARMS(アームズ)法律事務所
相続財産清算人 麻王秀一郎
催告期間満了日 令和8年9月25日
さいたま家庭裁判所越谷支部

令和8年(家)第97号

福岡県福岡市中央区平和3丁目19番23号たからビル302号
申立人 一般社団法人えにしの会
本籍埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野609番地14、最後の住所埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野609番地14、死亡の場所埼玉県加須市、死亡年月日令和7年4月29日、出生の場所大分県玖珠郡玖珠町、出生年月日昭和31年6月15日、職業無職
被相続人 亡 佐藤 廣吉
事務所埼玉県春日部市粕壁東2丁目3番34号 根本ビル2階東埼玉法律事務所
相続財産清算人 弁護士 富田 陽平
催告期間満了日 令和8年9月18日
さいたま家庭裁判所越谷支部

令和8年(家)第10003号

埼玉県入間市久保稲荷1-11-1 扇町屋団地6-101

申立人 田中奈津子

本籍北海道釧路市駒場町7番地、最後の住所埼玉県ふじみ野市上野台2丁目15番23号 上野台ナーシングホーム、死亡の場所埼玉県川越市、死亡年月日令和6年8月25日、出生の場所中国山西省太原市、出生年月日昭和15年4月19日、職業不明

被相続人 亡 残間美智子

事務所埼玉県ふじみ野市丸山6-13 丸山マンション201 佐藤法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐藤 哲平

催告期間満了日 令和8年9月25日

さいたま家庭裁判所川越支部

令和7年(家)第2113号

群馬県太田市浜町2番35号

申立人 群馬県太田市長 穂積 昌信

本籍東京都墨田区東向島5丁目121番地、最後の住所群馬県太田市西本町48番16号、死亡の場所群馬県太田市、死亡年月日令和6年2月21日ころから29日ころまでの間、出生の場所東京都千代田区、出生年月日昭和38年2月1日、職業不明

被相続人 亡 細谷 直喜

群馬県高崎市東町32-1 Brillia Tower 高崎アルファレジデンス201 MIA法律事務所

相続財産清算人 弁護士 青木 聡史

催告期間満了日 令和8年9月16日

前橋家庭裁判所太田支部

令和7年(家)第1076号

熊本市南区城南町宮地1277番地

申立人 甲斐 直重

本籍熊本県熊本市南区城南町宮地1386番地、最後の住所千葉県茂原市南吉田1726番地7、死亡の場所千葉県茂原市、死亡年月日令和7年5月27日、出生の場所熊本県下益城郡城南町、出生年月日昭和25年3月14日、職業無職

被相続人 亡 甲斐 誠矢

事務所千葉県中央区本千葉町1番1号日土地千葉中央ビル9階 県民合同法律会計事務所

相続財産清算人 弁護士 飯田 貴大

催告期間満了日 令和8年11月4日

千葉家庭裁判所一宮支部

令和7年(家)第30294号

千葉県市川市柏井町2丁目60番地2

申立人 山田 知則

本籍千葉県印西市岩戸1663番地、最後の住所千葉県市川市鬼越1丁目19番4号、死亡の場所千葉県市川市、死亡年月日令和7年9月20日、出生の場所千葉県印旛郡宗像村、出生年月日昭和4年7月17日、職業無職

被相続人 亡 白鳥 静枝

事務所千葉県市川市市川南1-9-23 京葉住設市川ビル5階 弁護士法人リバーシティ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 和田はる子

催告期間満了日 令和8年10月20日

千葉家庭裁判所市川出張所

令和7年(家)第72848号

東京都新宿区神楽河岸1番1号

申立人 社会福祉法人東京都社会福祉協議会 本籍東京都港区赤坂2丁目7番地、最後の住所東京都墨田区京島3丁目11番6号、死亡の場所東京都墨田区、死亡年月日令和7年3月12日、出生の場所東京都墨田区、出生年月日昭和29年7月13日、職業無職

被相続人 亡 漆谷 茂

事務所東京都千代田区丸の内2丁目1番1号 明治安田生命ビル13階 あさひ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 南部 恵一

催告期間満了日 令和8年9月30日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第72920号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号東京地方検察庁

申立人 東京地方検察庁検察官

本籍富山県富山市西山王町4番地1、最後の住所東京都板橋区宮本町3番1-901号、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日令和6年1月24日、出生の場所富山県富山市、出生年月日昭和37年11月17日、職業不詳

被相続人 亡 伊東 弘樹

事務所東京都港区新橋1丁目18番13号杉村ビル7階井野法律事務所

相続財産清算人 弁護士 井野 直幸

催告期間満了日 令和8年9月30日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第73225号

東京都渋谷区代々木2丁目15番2号ラポール新宿201号

申立人 司法書士法人大城節子事務所

本籍東京都東久留米市柳窪2丁目6番、最後の住所東京都渋谷区本町1丁目15番3-304号、死亡の場所東京都渋谷区、死亡年月日令和6年10月5日、出生の場所青森県弘前市、出生年月日昭和24年3月24日、職業無職

被相続人 亡 山後 章子

事務所東京都千代田区丸の内2丁目4番1号丸の内ビルディング11階1111区 丸ビル総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 関谷 文隆

催告期間満了日 令和8年9月30日

東京家庭裁判所

令和8年(家)第70108号

東京都杉並区阿佐谷北3丁目43番12号グラントパレス阿佐ヶ谷402

申立人 力丸 寛

本籍長野県諏訪市小和田3247番地、最後の住所東京都豊島区駒込1丁目9番6号、死亡の場所東京都文京区、死亡年月日令和7年8月22日、出生の場所長野県諏訪市、出生年月日昭和23年3月2日、職業無職

被相続人 亡 小松 俊作

事務所東京都千代田区丸の内2-6-1丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

相続財産清算人 弁護士 大室 幸子

催告期間満了日 令和8年9月30日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第41012号

神奈川県逗子市逗子4-4-21

申立人 大場 方子

本籍東京都杉並区高円寺北3丁目544番地、最後の住所横浜市神奈川区中丸15番地2、死亡の場所不詳、死亡年月日令和5年9月18日、出生の場所東京都杉並区、出生年月日昭和34年10月14日、職業大学職員

被相続人 亡 伊藤 浩明

事務所横浜市中区山下町74-1 大和地所ビル1108

相続財産清算人 弁護士 佐藤 睦巳

催告期間満了日 令和8年10月15日

横浜家庭裁判所

令和8年(家)第40010号

横浜市旭区二俣川1丁目9番地1第一清水ビル2階

申立人 一般社団法人高齢者住宅支援機構

本籍神奈川県茅ヶ崎市鶴が台1378番地、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市鶴が台9番2-401号、死亡の場所神奈川県藤沢市、死亡年月日令和7年6月30日、出生の場所新潟県糸魚川市、出生年月日昭和44年7月23日、職業無職

被相続人 亡 室 修一

事務所横浜市中区山下町89-6 HF 横浜山下ビルディング3階

相続財産清算人 弁護士 飯島奈津子

催告期間満了日 令和8年10月15日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第7254号

川崎市川崎区東門前1丁目17番7号

申立人 鈴木 剛

本籍神奈川県川崎市川崎区東門前1丁目17番、最後の住所川崎市川崎区東門前1丁目17番7号、死亡の場所神奈川県川崎市川崎区、死亡年月日令和7年8月28日、出生の場所神奈川県川崎市川崎区、出生年月日平成9年11月27日、職業会社員

被相続人 亡 鈴木 滉太

川崎市川崎区砂子1丁目10番地2ソシオ砂子ビル7階 川崎合同法律事務所

相続財産清算人 弁護士 前田ちひろ

催告期間満了日 令和8年10月5日

横浜家庭裁判所川崎支部

令和8年(家)第15013号

新潟県柏崎市大字上田尻3141番地13

申立人 池田 真人

本籍新潟県柏崎市大字佐藤池新田678番地、最後の住所新潟県柏崎市大字佐藤池新田678番地、死亡の場所新潟県柏崎市、死亡年月日推定令和6年6月26日、出生の場所新潟県柏崎市、出生年月日昭和30年8月29日、職業無職

被相続人 亡 前澤 勝

事務所新潟県柏崎市東本町1丁目16番33号北野屋スポーツ2階 柏崎きぼう法律事務所

相続財産清算人 弁護士 田才 淳一

催告期間満了日 令和8年9月30日

新潟家庭裁判所長岡支部

令和8年(家)第15015号

埼玉県川口市大字新井宿23番地の2

申立人 新保 裕子

本籍新潟県小千谷市城内2丁目1番、最後の住所新潟県小千谷市本町2丁目2番9号、死亡の場所新潟県長岡市、死亡年月日令和7年6月26日、出生の場所新潟県岩船郡荒川町、出生年月日昭和34年8月11日、職業会社役員

被相続人 亡 新保 啓太

主たる事務所新潟市中央区新光町10番地2

相続財産清算人 弁護士法人一新総合法律事務所

催告期間満了日 令和8年9月30日

新潟家庭裁判所長岡支部

令和8年(家)第8289号

金沢市大手町15番15号 金沢第2ビル401

申立人 弁護士 長井 竜也

本籍石川県金沢市法光寺町二9番地3、最後の住所石川県金沢市観法寺町へ174番地 桜ヶ丘病院、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日令和8年1月2日、出生の場所福井県鯖江市、出生年月日昭和30年4月30日、職業無職

被相続人 亡 今村 吉敬

事務所金沢市大手町15番15号 金沢第2ビル401

相続財産清算人 長井 竜也

催告期間満了日 令和8年9月25日

金沢家庭裁判所

令和8年(家)第4号

岐阜市薮田南5丁目14番53号

申立人 岐阜県信用保証協会

本籍岐阜県羽島市堀津町前谷137番地、最後の住所岐阜県羽島市堀津町前谷137番地、死亡の場所岐阜県岐阜市、死亡年月日令和5年12月26日、出生の場所岡山県後月郡山野上村、出生年月日昭和18年2月22日、職業無職

被相続人 亡 昌谷 明

事務所岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル4階 大町法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大町 亘

催告期間満了日 令和8年9月17日

岐阜家庭裁判所

令和8年(家)第48号

東京都新宿区水道町3番1号

申立人 株式会社住宅債権管理回収機構

本籍岐阜県本巣市根尾門脇84番地1、最後の住所岐阜県瑞穂市牛牧1272番地36、死亡の場所岐阜県本巣市、死亡年月日推定令和6年9月4日、出生の場所岐阜県安八郡神戸町、出生年月日昭和44年8月5日、職業不明

被相続人 亡 所 実

事務所岐阜市美江寺町1-5 岐阜北青色会館4階 弁護士法人岐阜合同法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大澤 愛

催告期間満了日 令和8年9月17日

岐阜家庭裁判所

令和8年(家)第20003号

浜松市中央区元城町115番地の10 元城町共同ビル8階

申立人 特定非営利活動法人浜松成年後見センター

本籍静岡県浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日323番地、最後の住所浜松市浜名区細江町中川7220番地の11浜松十字の園、死亡の場所静岡県浜松市浜名区、死亡年月日令和7年11月7日、出生の場所愛知県名古屋市中区、出生年月日昭和9年11月29日、職業無職

被相続人 亡 吉水 静子

浜松市中央区早馬町2番地の6 弁護士法人柴田・中川法律特許事務所浜松事務所

相続財産清算人 弁護士 矢野 元美

催告期間満了日 令和8年10月5日

静岡家庭裁判所浜松支部

令和7年(家)第40568号

神戸市東灘区住吉台2-12

申立人 マンション住吉川管理組合

本籍東京都新宿区中井2丁目2130番地、最後の住所神戸市東灘区住吉台2番12-305号、死亡の場所兵庫県神戸市東灘区、死亡年月日令和5年5月頃、出生の場所兵庫県神戸市灘区、出生年月日昭和50年3月16日、職業不明

被相続人 亡 町田 武陽

神戸市中央区相生町4丁目5番16号 神戸駅前Aビル6階 のむら総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 野村 亮太

催告期間満了日 令和8年10月1日

神戸家庭裁判所

令和7年(家)第90813号

東京都立川市曙町3-17-30アートアベニュー立川2-705

申立人 深見 哲

本籍東京都武蔵村山市本町1丁目1番地1、最後の住所東京都武蔵村山市学園3丁目6番地の9ルミネーラK105号、死亡の場所東京都武蔵村山市、死亡年月日令和5年8月31日、出生の場所愛知県半田市、出生年月日昭和50年2月23日、職業不明

被相続人 亡 大内 倫子

事務所東京都府中市寿町2丁目3番地の1 レールサイド寿2階 大藏法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大藏 久宣

催告期間満了日 令和8年9月24日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第91082号

東京都調布市小島町2-35-1

申立人 調布市長 長友 貴樹

本籍東京都調布市調布ヶ丘4丁目10番地1、最後の住所東京都調布市調布ヶ丘4丁目10番地1、死亡の場所東京都調布市、死亡年月日令和5年2月10日、出生の場所東京府豊多摩郡落合町、出生年月日昭和6年2月14日、職業不明

被相続人 亡 土田慶次郎

事務所東京都八王子市明神町4丁目5番3号 橋捷ビル2階 八王子中央法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大久保康裕

催告期間満了日 令和8年9月24日

東京家庭裁判所立川支部

令和8年(家)第90031号

神奈川県横浜市南区三春台92番地

申立人 ポートハイム三春台管理組合

本籍静岡県伊豆市本立野305番地2、最後の住所東京都立川市幸町3丁目34番地の6ピュアコート幸町302号、死亡の場所東京都福生市、死亡年月日令和6年5月7日、出生の場所東京市小石川区、出生年月日昭和4年1月10日、職業不明

被相続人 亡 藤原 明

事務所東京都新宿区四谷2丁目4番地3 久保ビル2階 大谷&パートナーズ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 豊澤 朋子

催告期間満了日 令和8年9月24日

東京家庭裁判所立川支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第815号

福岡県京都郡苅田町神田町1丁目7番地7

ポポラーレ苅田102

申立人 相続財産管理人 司法書士 上田隆一郎

本籍福岡県行橋市南大橋5丁目10番、最後の住所福岡県行橋市南大橋5丁目10番18号、死亡の場所福岡県築上郡吉富町、死亡年月日令和4年1月5日、出生の場所福岡県京都郡豊津町、出生年月日昭和18年9月6日、職業無職

被相続人 亡 弘中 悦子

催告期間満了日 令和8年10月2日

福岡家庭裁判所行橋支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

令和7年(へ)第1号

神奈川県中郡大磯町西小磯287-59

申立人 横山 光代

権利を争う旨の申述の終期 令和8年5月29日
令和8年1月23日 平塚簡易裁判所

(別紙) 目録

小切手(線引) 1通

小切手番号 001807

金額 500,000円

支払人 株式会社横浜銀行大磯支店

支払地 神奈川県中郡大磯町

振出日 令和3年6月10日

振出地 神奈川県中郡

振出人 株式会社横浜銀行大磯支店 支店長 内藤 誠

最終所持人 申立人

(別紙) 当事者目録

神奈川県中郡大磯町西小磯287-59

申立人 横山 光代

令和7年（へ）第1号

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

静岡県富士市柚木208番地の2
申立人 久能 昇
権利の届出の終期 令和8年5月29日
令和8年2月13日 富士簡易裁判所
(別紙) 目録
1(1)土地 富士市柚木字本田176番
宅地 2092.56平方メートル
(2)土地 富士市柚木字本田177番1
宅地 382.35平方メートル
(3)土地 富士市柚木字本田177番3
宅地 316.12平方メートル
(4)土地 富士市柚木字本田177番4
宅地 304.18平方メートル
(5)土地 富士市柚木字本田177番5
宅地 313.17平方メートル
(6)土地 富士市柚木字本田177番6
宅地 394.87平方メートル
(7)土地 富士市柚木字本田177番7
宅地 335.58平方メートル
(8)土地 富士市柚木字本田178番1
宅地 928.92平方メートル
2 登記年月日番号 静岡地方務局富士支局昭和
35年11月17日受付第13207号
3 登記した権利の内容
登記の目的 賃借権設定
原因 昭和34年6月26日設定
借賃 1坪につき1年金50円
支払期 毎年12月末日
存続期間 3年
賃借権者 富士市本市場9番地の1
田村 正雄

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和7年（家）第1769号

北海道河西郡芽室町東めむろ1条南1丁目8番地4
申立人 松田 整
本籍不明（出生時の本籍北海道河東郡音更村大字音更村字下土幌北2線13番地）、最後の住所不明
不在者 松田喜代子
昭和5年9月24日生
届出期間満了日 令和8年6月30日
釧路家庭裁判所帯広支部

令和7年（家）第155号

宮城県大崎市古川城西2丁目2番12号
申立人 大沼 里子
本籍宮城県大崎市岩出山池月字上一栗小深田11番地1、最後の住所宮城県大崎市古川城西2丁目2番12号
不在者 大沼 廣信
昭和29年6月27日生
届出期間満了日 令和8年6月19日
仙台家庭裁判所古川支部

令和7年（家）第145号

兵庫県加古川市米田町平津184番地
申立人 伊東 町子
本籍山口県岩国市今津町5丁目465番地、最後の住所山口県岩国市今津町5丁目465番地
不在者 皆本ツ子
大正3年8月10日生
届出期間満了日 令和8年6月12日
山口家庭裁判所岩国支部

令和7年（家）第120号

山口県下関市丸山町5丁目7番15号
申立人 伊藤 禮子
本籍山口県山陽小野田市大字植生991番地、最後の住所山口県下関市丸山町5丁目7番15号
不在者 伊藤 眞澄
昭和5年1月1日生
届出期間満了日 令和8年6月30日
山口家庭裁判所下関支部

失踪宣告**令和6年（家）第5059号**

本籍神奈川県川崎市川崎区小川町10番地17、最後の住所東京都豊島区駒込以下不詳
不在者 佐々木初子
大正5年9月1日生
令和8年2月13日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第34号

本籍茨城県古河市中田新田34番地7、最後の住所茨城県古河市仁連1910番地148
不在者 落合 広明
昭和53年12月7日生
令和8年2月10日失踪宣告審判確定
水戸家庭裁判所下妻支部裁判所書記官

令和7年（家）第86号

本籍栃木県那須郡那珂川町谷田526番地、最後の住所不明（戸籍の附票上の最後の住所埼玉県入間郡日高町大字下鹿山494番地こま川団地2街区12号棟303号室）
不在者 鈴木 力
昭和18年8月24日生
令和8年2月13日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所飯能出張所裁判所書記官

令和7年（家）第285号

本籍埼玉県戸田市喜沢南1丁目4番、最後の住所千葉県鴨川市西町1089番地加藤アパート
不在者 神長 昌紀
昭和42年12月7日生
令和8年2月11日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所館山支部裁判所書記官

令和7年（家）第2667号

本籍東京都渋谷区渋谷3丁目15番地、最後の住所東京都葛飾区新小岩4丁目25番1-207号 エメラルドマンション
不在者 池田 丈夫
昭和31年1月8日生
令和8年2月13日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第6595号

本籍東京都墨田区立花5丁目74番地、最後の住所不明
不在者 海老原勝男
昭和19年3月22日生
令和8年2月13日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第915号

本籍石川県金沢市栗崎町3丁目189番地2、最後の住所石川県金沢市栗崎町3丁目189番地2
不在者 宮崎 進
昭和12年10月24日生
令和8年2月13日失踪宣告審判確定
金沢家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第254号

本籍静岡県浜松市中央区高丘東5丁目131番地4、最後の住所静岡県浜松市中央区北寺島町454番地の1
不在者 平野 雅士
昭和40年6月2日生
令和8年2月13日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所浜松支部裁判所書記官

令和7年（家）第899号

本籍京都府京都市伏見区向島津田町152番地13、最後の住所京都府京都市伏見区向島津田町152番地の13
不在者 小林 弘二
昭和18年3月7日生
令和8年2月10日失踪宣告審判確定
京都家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第2393号

国籍韓国、最後の住所大阪市中央区十二軒町7番11号パークハイツ503
不在者 李 哲蘭
西暦1957年10月11日生
令和8年2月13日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第2614号

本籍広島県三次市作木町大島251番地、最後の住所大阪府茨木市宇野辺1丁目2番815号
不在者 中村 幹男
昭和24年11月28日生
令和8年2月11日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第2926号

本籍大阪府枚方市招提南町3丁目12番、最後の住所大阪府枚方市招提南町3丁目12番24-106号
不在者 片畑 順一
昭和47年7月17日生
令和8年2月13日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第127号

本籍奈良県五條市野原西3丁目2657番地、最後の住所奈良県五條市野原西3丁目2657番地
不在者 小椋 一好
昭和14年1月20日生
令和8年2月11日失踪宣告審判確定
奈良家庭裁判所五條支部裁判所書記官

令和7年（家）第55号

本籍山口県岩国市錦町野谷397番地、最後の住所山口県玖珂郡広瀬町大字野谷第406番地
不在者 熊野 由人
大正6年9月28日生
令和8年2月10日失踪宣告審判確定
山口家庭裁判所岩国支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(へ)第2号

北海道美唄市字光珠内626番地16
申立人 株式会社サトー工建
代表者代表取締役 佐藤 貴広
権利を争う旨の申述の終期 令和8年1月26日
令和8年1月29日 滝川簡易裁判所
(別紙) 目録
約束手形 1通
手形番号 A F 15745
金額 805,658円
支払期日 令和7年8月25日
支払地 北海道滝川市
支払場所 株式会社北洋銀行滝川支店
振出日 令和7年6月25日
振出地 北海道滝川市流通団地3丁目7番31号
振出人 株式会社泰進建設 代表取締役 戸井 宜夫
受取人 申立人
最終所持人 申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第715号

相模原市中央区清新3丁目6番1号
債務者 マツダエンジニアリング株式会社
代表者代表取締役 上田 和秀
1 決定年月日時 令和8年2月20日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 宇田川 隼
4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月9日午後2時30分
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第779号

神奈川県座間市広野台1丁目25番11号増田第6ビル301号
債務者 株式会社フォースアクト
代表者代表取締役 瀬戸 克栄
1 決定年月日時 令和8年2月20日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 尾崎 隆
4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月26日午後1時30分
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第2832号

名古屋市名東区香流3丁目508番地
債務者 有限会社港運企画
代表者代表取締役 遠藤富士夫
1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 尾関 信也
4 破産債権の届出期間 令和8年3月24日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午後3時
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第3400号

横浜市南区永田北1-30-1-16
債務者 株式会社N I S H I I
代表者代表取締役 西井 勇吾
1 決定年月日時 令和8年2月24日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 長谷川洋一
4 破産債権の届出期間 令和8年3月25日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午前10時30分
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第45号

福井市花堂北1丁目11番28号、事業所福井県越前市四郎丸町45-7-1
債務者 田野硝子株式会社
代表者代表取締役 田野 時三
1 決定年月日時 令和8年2月24日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中村 淳

4 破産債権の届出期間 令和8年3月26日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月26日午前10時40分
福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第67号

千葉県香取市扇島1841番地6
債務者 株式会社ノグチ
代表者代表取締役 額賀 寿文
1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山口 祐輔
4 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月21日午後2時
千葉地方裁判所佐原支部

令和8年(フ)第30号

三重県津市芸濃町椋本6291番地1
債務者 株式会社M A I L O
代表者代表取締役 澤田 周志
1 決定年月日時 令和8年2月25日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 庄司 正樹
4 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午前11時30分
津地方裁判所破産係

令和8年(フ)第41号

静岡県浜松市中央区鳴江1丁目5番18号
債務者 有限会社小杉
代表者代表取締役 小杉 哲也
1 決定年月日時 令和8年2月25日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 矢田 宗介
4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月12日午後4時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和8年(フ)第66号

岡山県高梁市本町22番地
債務者 ストロープ株式会社
代表者代表取締役 今井 裕一
1 決定年月日時 令和8年2月24日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 箱守 英史

4 破産債権の届出期間 令和8年4月27日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午前11時10分
岡山地方裁判所第3民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第2435号

福岡県糟屋郡粕屋町仲原3丁目14番21号 ピアツァエミⅢ 202号
債務者 大田黒光史
1 決定年月日時 令和8年2月17日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岡 弥生
4 破産債権の届出期間 令和8年3月19日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午後3時
6 免責意見申述期間 令和8年4月14日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第792号

兵庫県尼崎市常光寺1丁目24番15号アミティハイツB棟105号
債務者 大塚 秀文
1 決定年月日時 令和8年2月20日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 杉島 健文
4 破産債権の届出期間 令和8年3月26日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月21日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和8年(フ)第7号

福岡県飯塚市中181番地1 エレガンス式番館201
債務者 池田 飛鳥
1 決定年月日時 令和8年2月24日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 栢田 晃久
4 破産債権の届出期間 令和8年3月24日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和7年(フ)第757号

神奈川県平塚市西八幡3丁目5番3—306号
クレール・カーサ

債務者 森 貴翔

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 甘粕 由磨
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年(フ)第4号

秋田県仙北郡美郷町金沢字下野際74番地9

債務者 斉藤 恵喜

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河村 憲史
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月21日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
秋田地方裁判所大曲支部

令和8年(フ)第6号

岐阜県可児市羽崎601番地2

債務者 奥村しのぶ

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 関 正樹
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月26日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和8年(フ)第25号

岡山県倉敷市連島中央4丁目14番36号、転居前の住所群馬県藤岡市森519番地 サニーウェル106号室

債務者 川上 奈美(旧姓三宅)

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 谷 和子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月13日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午後1時15分

- 6 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第140号

宮城県石巻市築山4丁目3—61 アーバンライフ築山206号、住民票上の住所宮城県石巻市桃生町寺崎字植立41番地5

債務者 金澤 牧男

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小泉 清則
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午前10時40分

- 6 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和8年(フ)第35号

三重県津市庄田町1927番地

債務者 夏目 廣久

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北園 太
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午前10時15分

- 6 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
津地方裁判所破産係

令和8年(フ)第27号

沖縄県那覇市字安里115番地 ヒルズ安里201号室、住民票上の住所東京都江東区南砂2丁目4番25—1022号

債務者 小松 正弥

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石井 恵介
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午前10時15分

- 6 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
那覇地方裁判所民事第3部

令和8年(フ)第7号

青森県三戸郡階上町蒼前西7丁目9番地1711
コーヤマト8号

債務者 上田 和彦

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山田 秀隆
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午前10時40分

- 6 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和8年(フ)第17号

奈良県大和高田市南今里町1—30—321号室、住民票上の住所奈良県大和高田市旭南町2番12号

債務者 辰巳 和子

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小城 達
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午前11時20分

- 6 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和8年(フ)第19号

奈良県葛城市新庄224番地1 ルミエールかつらぎC棟101号、前住所奈良県葛城市葛木26番地5

債務者 坂東由美子

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高林 昇
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午後1時40分

- 6 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和8年(フ)第7号

鹿児島県指宿市大牟礼3丁目2番16号

債務者 村下真由美

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 芝原 章吾
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月11日午前11時

- 6 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和8年(フ)第46号

福井県越前市四郎丸町第45号7番地の1

債務者 田野 時三

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 淳
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月26日午前10時40分

- 6 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和8年(フ)第86号

名古屋市緑区青山4丁目516番地

債務者 片岡 康平

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 隆臣
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午前11時10分

- 6 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第68号

東京都日野市東平山1丁目2番地24、住民票上の住所千葉県香取市扇島1841番地6

債務者 額賀 寿文

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山口 祐輔
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月21日午後2時

- 6 免責意見申述期間 令和8年5月14日まで
千葉地方裁判所佐原支部

令和7年(フ)第337号

金沢市長坂2丁目12番33号 長坂ペアレジデンス202号

債務者 石田 友彦

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中西 祐一
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月22日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで
金沢地方裁判所民事部

令和7年(フ)第305号

茨城県つくば市柴崎68番地38 ヨービック201号

債務者 根岸 豪毅

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡野 聡史
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月21日午前11時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和8年(フ)第28号

群馬県伊勢崎市宮子町3493番地4

債務者 山崎 健一

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 猿谷 直樹
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月23日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和8年(フ)第321号

横浜市青葉区すすき野3丁目6番地1 すずき野団地20棟203号

債務者 小林 祥恵

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 米村 俊彦

- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月28日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第3号

群馬県みどり市笠懸町阿左美979-17 忠兵衛ハイムA-1、住民票上の住所群馬県桐生市東3丁目5番11号

債務者 戸叶 博幸

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中山 弓子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月22日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで
前橋地方裁判所桐生支部

令和7年(フ)第153号

栃木県佐野市堀米町38番地1

債務者 猿山 順子

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清水 恒一
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月24日午前11時15分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(フ)第3392号

横浜市港北区日吉2丁目6番25号 後藤方

債務者 讚井 素子

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 飯島 麻樹
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月30日午後3時10分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第3421号

横浜市都筑区早濶3丁目25番11号 2F

債務者 櫻澤 真琴

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 原田 雅紀
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月30日午前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第106号

横浜市南区堀ノ内町2丁目141番地2 Gハイツ 2F

債務者 宮下 翔依

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 天野 正男
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月30日午前11時10分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第198号

横浜市旭区二俣川2丁目84番地9

債務者 鈴木由紀子

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 荻野 貴史
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月18日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第782号

相模原市南区南台5丁目6番1号 マンションエトワール303号

債務者 大野 美穂

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 尾崎 隆

- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月13日午後2時15分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和8年(フ)第42号

静岡県浜松市中央区成子町171番地の1

債務者 小杉 哲也

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 矢田 宗介
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月12日午後4時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和8年(フ)第34号

愛知県犬山市桃山台2丁目122番地

債務者 黒田健太郎

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三品さくら
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月27日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和8年(フ)第144号

横浜市神奈川区青木町2番地1 シーアイマンション神奈川307号、申立時の住所横浜市神奈川区幸ヶ谷16番地3 幸ヶ谷ハイツ102号

債務者 中村 友哉

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 水谷 泰朗
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月25日午前11時50分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第780号

神奈川県座間市広野台1丁目25番11号 増田
第6ビル301号
債務者 瀬戸 克栄

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 尾崎 隆
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月26日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和8年（フ）第249号

東京都武蔵村山市伊奈平4丁目11番地の3伊
奈平ビル202号
債務者 早川美登利

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩崎紗矢佳
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月28日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第7号

川崎市高津区久地2丁目3番2-401号 佐
保田リバーハイツ
債務者 佐保田隆行

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂本 佳隆
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月3日午後2時10分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月2日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年（フ）第26号

静岡県湖西市白須賀3135番地の4、前住所静
岡県湖西市白須賀669番地
債務者 田中製作所こと 田中 英夫

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中野江里香

- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月2日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月2日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和8年（フ）第41号

相模原市南区大野台3丁目25番19号 エンプ
レス304
債務者 安部 忠司

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 内野 裕介
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月10日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月9日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和8年（フ）第9号

宮崎県北諸県郡三股町大字宮村2751番地25
住宅型有料老人ホームエスプリ都城、前住所
宮崎県北諸県郡三股町大字夢池5340番地1
債務者 大崎 義晴

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大塚 幸治
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 5 一般調査期間 令和8年5月7日から令和8年5月14日まで
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期間の満了時までに異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和7年（フ）第5382号

大阪市東住吉区矢田2丁目22番6-102号
債務者 景山 登

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 堀内 聡
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第495号

大阪市旭区大宮4丁目21番18-602号
債務者 町田 準一

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 向井 雄紀
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
大阪地方裁判所第6民事部

**破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間****令和7年（フ）第364号**

愛知県豊橋市大岩町字菅池6番地70
債務者 中野亜佐香

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月13日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和8年（フ）第6号

愛知県豊橋市老津町字今下39番地
債務者 中村 達也

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月13日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和8年（フ）第64号

神奈川県座間市相模が丘3丁目10番10号
債務者 有馬 紀子（旧姓新屋・儀保）

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和8年（フ）第214号

埼玉県川口市並木2丁目24番20-704号 プ
ライムレジデンスナミキ
債務者 細川 雪音（旧姓登坂）

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第539号

相模原市南区相武台3丁目3番9号 ヴルッ
クリンアブニールブルミエ203
債務者 川村 勇気

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和8年（フ）第50号

相模原市緑区相原2丁目34番12号 榎本ハイ
ツ102
債務者 渡邊 和也

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和8年（フ）第73号

相模原市南区相模台4丁目1番1号 アリス
コーポ相模台105
債務者 河西 政男

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和8年（フ）第1号

北海道枝幸郡浜頓別町旭ヶ丘4丁目26番地
拓進ハイツ2 101、住民票上の住所北海道
苫前郡羽幌町栄町175番地の6 町営住宅
3-6
債務者 田宮 卓

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
旭川地方裁判所名寄支部

令和7年(フ)第64号

岩手県下閉伊郡山田町山田第9地割12番地10
債務者 石崎 寿樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

令和8年(フ)第3号

相模原市南区南台4丁目2番8号 ラ・シャ
ンス南台第7 102

債務者 小川 健

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和8年(フ)第9号

愛知県犬山市大字上野字米野1111番地 レイ
ンポー上野1001

債務者 片岡 二三

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和8年(フ)第42号

福岡県久留米市本町15番地10 IT本町102
号、前住所福岡県久留米市原古賀町20番地1
レディバード105号

債務者 河野 博文

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和8年(フ)第44号

長崎県長崎市音無町12番48号 中田アパート
1F

債務者 山手 文子

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和8年(フ)第19号

長崎県東彼杵郡佐佐見町折敷瀬郷1547番地

債務者 田崎 元記

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和8年(フ)第21号

長崎県佐世保市小島町405番地、前住所長崎
県佐世保市大潟町143番地12 住宅型有料老
人ホームりん

債務者 尾下フジエ

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定**令和7年(フ)第182号**

愛知県豊橋市中岩田1丁目15番地の7

破産者 杉浦 雄司

- 1 決定年月日 令和8年2月20日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第1037号

札幌市豊平区月寒東3条4丁目5番2号
破産者 一戸 広紀

- 1 決定年月日 令和8年2月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第248号

福井県坂井市三国町新宿2丁目7番3-201
号 エクセル三国、開始決定時の住所福井県
坂井市三国町山王4丁目5番6号

破産者 加藤 洋一

- 1 決定年月日 令和8年2月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第249号

福井県坂井市三国町新宿2丁目7番3-201
号 エクセル三国、開始決定時の住所福井県
坂井市三国町山王4丁目5番6号

破産者 加藤 洋子

- 1 決定年月日 令和8年2月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第97号

福井県坂井市春江町西太郎丸第18号60番地
ウエストグリーン A101号室、旧住所福井
市江守中2丁目1401番地 ラ・カーサ・グラ
ンデ101

破産者 波賀野健汰

- 1 決定年月日 令和8年2月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第120号

福井県鯖江市定次町341番地 E t e r n
a l定次, 301

破産者 吉川 泰貴

- 1 決定年月日 令和8年2月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第407号

岐阜県本巣市宗慶312番地1 (コートハウス
ツカサ95 2A号)、前住所岐阜県本巣郡北
方町平成7丁目16番地 ミズホハイツ202号

破産者 加藤 章三

- 1 決定年月日 令和8年2月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第885号

愛知県常滑市字脇田口23番地の5 オリオン
ハイツB棟 101号、従前の住所愛知県常滑
市大曾町5丁目86番地 おおそ山百合II
201号

破産者 石黒 善彦

- 1 決定年月日 令和8年2月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和5年(フ)第56号

神戸市東灘区魚崎南町3丁目17番10号

破産者 小東 信明

- 1 決定年月日 令和8年2月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第109号

神戸市須磨区北落合1丁目4番48号 農住E-303号、従前の住所神戸市須磨区道正台1丁目1番5-1302号

破産者 矢野 重厚

- 1 決定年月日 令和8年2月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第488号

神戸市長田区神楽町5丁目3番4号 ラルーチェ新長田307号

破産者 藤森恵一郎

- 1 決定年月日 令和8年2月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第554号

神戸市須磨区稲葉町5丁目1番6号、従前の住所神戸市兵庫区御崎本町1丁目1番6-1101号

破産者 原田製作所こと 原田 貞好

- 1 決定年月日 令和8年2月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第35号

岡山県玉野市長尾586番地 サマックスアベニュー 106号室

破産者 井上 健太

- 1 決定年月日 令和8年2月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和6年（フ）第207号

釧路市昭和中央3丁目2番114号 グラندوقル97 114号室、開始決定時の住所釧路

市昭和中央3丁目8番17号

破産者 境 貴章

- 1 決定年月日 令和8年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和7年（フ）第294号

神奈川県伊勢原市桜台4丁目1番22号

破産者 伊東 大地

- 1 決定年月日 令和8年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和6年（フ）第97号

岐阜市加野1丁目39番8号

破産者 歩 (ayumi) こと 廣瀬 伸哉

- 1 決定年月日 令和8年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和7年（フ）第315号

滋賀県湖南市吉永198番地41

破産者 平川 俊昭

- 1 決定年月日 令和8年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和6年（フ）第1144号

京都府福知山市字天田195番地の3 サンメゾン福知山1308号

破産者 加藤 麻矢 (旧姓榎木)

- 1 決定年月日 令和8年2月25日
 - 2 主文 本件破産手続を終結する。
 - 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 - 4 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係
- 破産債権の届出期間及び一般調査期日**

令和7年（フ）第380号

大阪府泉佐野市松原1丁目1番28号、前住所大阪府岸和田市畑町1丁目2番11号

破産者 阿知波正彦

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
 - 2 一般調査期日 令和8年4月27日午後2時
令和8年2月20日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
- 令和7年（フ）第128号**

岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原3376番地の5

破産者 西本 和巳

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月20日午後2時
令和8年2月24日
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年（フ）第64号

山口県岩国市車町1丁目16番17号

破産者 大滝 文夫

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月13日午前11時45分
令和8年2月25日 山口地方裁判所岩国支部

令和6年（フ）第268号

広島県福山市神辺町字湯野1442番地39

破産者 Link (リンク) こと 前田 浩

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月26日午前10時40分
令和8年2月24日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年（フ）第13号

栃木県真岡市小林919番地

破産者 飯塚 和寛

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月23日午後4時30分
令和8年2月24日
宇都宮地方裁判所真岡支部

令和3年（フ）第4901号

堺市西区山田3丁1064番地の2

破産者 株式会社クルース

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月21日午後1時40分
令和8年2月24日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第267号

大分市大字横尾4307番地の1 グランソレイユ小野A A-2

破産者 真鍋 光司

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月16日午後2時
令和8年2月24日
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年（フ）第3928号

大阪市西淀川区姫里1丁目5番25号

破産者 井上 将吾

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月18日午後2時
令和8年2月24日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第111号

茨城県筑西市関本上1455番地の2

破産者 株式会社野沢電機

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月10日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月12日午前10時45分
令和8年2月24日 水戸地方裁判所下妻支部

令和7年（フ）第2292号

大阪府交野市梅が枝43番33号

破産者 島田化工機株式会社

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月10日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月1日午後2時10分
令和8年2月24日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第175号

大津市浜大津1丁目2番4号 生美屋ビル4F

破産者 株式会社デジタルガーデンシステム

- 破産債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 一般調査期日 令和8年6月3日午前10時
令和8年2月25日 大津地方裁判所民事部

令和6年（フ）第27号

岩手県遠野市青笹町糠前28地割63番地1

破産者 BEER EXPERIENCE株式会社

- 破産債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 一般調査期日 令和8年5月25日午前11時30分
令和8年2月24日

盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和7年（フ）第6385号

大阪市住之江区中加賀屋4丁目3番19号

破産者 寺田住宅設備株式会社

- 破産債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 一般調査期日 令和8年5月21日午後1時50分
令和8年2月24日

大阪地方裁判所第6民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和7年（フ）第178号

宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋2583番地 シャルフ高鍋I 201、前住所宮崎県延岡市西階町2丁目190番地1 西階教職員住宅109

破産者 田中 大樹

- 異議申述期間 令和8年4月8日まで
令和8年2月25日 宮崎地方裁判所破産係

令和7年（フ）第478号

宮崎市佐土原町上田島1982番地2 プラウド上田島B棟102号

破産者 中西 賢治

- 異議申述期間 令和8年4月8日まで
令和8年2月25日 宮崎地方裁判所破産係

令和7年（フ）第4985号

大阪市東住吉区矢田2丁目17番6-102号、前住所大阪府八尾市本町5丁目6番11-604号

破産者 高橋 俊幸

- 異議申述期間 令和8年4月21日まで
令和8年2月24日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第5728号

大阪市生野区小路3丁目4番9号

破産者 木津プラ金型こと 木津 雄大

- 異議申述期間 令和8年4月21日まで
令和8年2月24日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第549号

大阪府貝塚市石才376番地

破産者 有限会社リベックス

- 異議申述期間 令和8年4月21日まで
令和8年2月24日

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年（フ）第550号

大阪府貝塚市石才376番地 エスペランサ西村4階B号

破産者 戸高 広明

- 異議申述期間 令和8年4月21日まで
令和8年2月24日

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年（フ）第53号

長崎県雲仙市愛野町乙572番地5、旧住所長崎県諫早市船越町498番地7 エステート田崎Ⅲ103号

破産者 山口 勇樹

- 異議申述期間 令和8年4月21日まで
令和8年2月24日

長崎地方裁判所島原支部破産係

特別清算開始**令和8年（ヒ）第3号**

金沢市藤江北4丁目300番地

清算株式会社 株式会社ポテンシアエンタープライズ

代表清算人 井口 千夏

- 決定年月日 令和8年2月19日
- 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

金沢地方裁判所民事部

令和8年（ヒ）第4号

金沢市藤江北4丁目300番地

清算株式会社 株式会社ポテンシア

代表清算人 井口 千夏

- 決定年月日 令和8年2月19日
- 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

金沢地方裁判所民事部

令和8年（ヒ）第2号

京都府宇治市大久保町田原25番地の8

清算株式会社 嵯峨管理株式会社

代表清算人 野村 啓介

- 決定年月日 令和8年2月17日
- 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

京都地方裁判所第5民事部

令和8年（ヒ）第1001号

広島市東区牛田新町3丁目11番38-205号

清算株式会社 坂本株式会社

代表清算人 坂本 秋

- 決定年月日 令和8年2月19日
- 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

広島地方裁判所民事第4部

令和7年（ヒ）第1006号

福岡市博多区浦田1丁目1番1号

清算株式会社 エージェイ物産株式会社

代表清算人 坂本 眞一

- 決定年月日 令和8年2月19日
- 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

福岡地方裁判所第4民事部

特別清算終結**令和7年（ヒ）第2042号**

東京都目黒区原町2丁目1番19号

清算株式会社 株式会社AK

- 決定年月日 令和8年2月19日
- 主文 本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（ヒ）第3003号

大阪府八尾市福栄町3丁目26番地

清算株式会社 株式会社宮井製作所

- 決定年月日 令和8年2月20日
- 主文 本件特別清算手続を終結する。

大阪地方裁判所第6民事部

特別清算協定認可**令和7年（ヒ）第2105号**

東京都千代田区東神田1丁目8番11号

清算株式会社 株式会社神田クラフトインダストリー

代表清算人 森 洋子

- 決定年月日 令和8年2月19日
- 主文 次の協定を認可する。
協定

- 清算株式会社は、本債権者集会時における清算株式会社の資産から必要な費用を控除してなお残額（以下「本件弁済原資」という。）が存する場合には、その残額を、協定債権者東京都信用保証協会、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策金融公庫及び朝日信用金庫（以下総称して「本件協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から1か月以内に、各協定債権額に応じて按分して弁済する。

- 本件協定債権者は、本件弁済原資が存しない場合には、清算株式会社に対し、本件協定債権者の協定債権の総額（特別清算開始決定日以後の利息及び遅延損害金を含む。以下同じ）について、その債務の免除をする。

- 本件協定債権者は、本件弁済原資が存する場合で、第1項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、本件協定債権者の協定債権の総額から弁済額を控除した残額につきその債務の免除をする。

- 本協定における弁済は、本件協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。なお、割合弁済の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。

- 第2項又は第3項の債務免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第2項又は第3項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（ヒ）第1014号

名古屋市昭和区丸屋町4-31-1 ウィルハ
ウス桜山1F
清算株式会社 株式会社エヌユー
代表清算人 林 恭平

- 1 決定年月日 令和8年2月18日
- 2 主文 次の協定を認可する。
協定

- 1 清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から1か月以内に、各協定債権のうち元本額（但し、令和7年11月11日を基準日とする。）の0.021948%の金員を支払う。但し、各協定債権者の債権額にかかる弁済率を乗じた結果発生する1円未満の端数については、0.41以上である場合は切り上げ、0.41未満である場合は切り捨てるものとする。
- 2 前項に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は清算株式会社の負担とする。
- 3 各協定債権者は、前二項に定める弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、清算株式会社が各協定債権者に対して負担するその余の債務を全て免除する。
- 4 第2項の弁済の後、清算株式会社になされた財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、協定債権のうち元本額（但し、令和7年11月11日を基準日とする。）の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（ヒ）第1018号

名古屋市中村区名駅4丁目24番8号
清算株式会社 株式会社トラストライズ
代表清算人 近藤 芳央

- 1 決定年月日 令和8年2月19日
- 2 主文 次の協定を認可する。
協定

第1 協定債権の定義

協定債権は、下記「債権者一覧表」記載の「債権額（元本）」欄に記載の債権並びに同債権の利息及び遅延損害金をいう。

記

債権者名	債権額（元本）(円)
株式会社三菱UFJ銀行	78,467,963
株式会社りそな銀行	70,666,690
株式会社あいち銀行（旧：愛知銀行）	5,530,847
株式会社日本政策金融公庫	90,167,732
株式会社あいち銀行（旧：中京銀行）	56,861,647
株式会社北陸銀行	9,142,243
株式会社百五銀行	6,572,003
名古屋市信用保証協会	181,745,713
合計	499,154,838

第2 協定債権の免除

協定債権は本協定認可決定確定時に全額の免除を受ける。

第3 残余財産発見時の弁済

清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これをすみやかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、前項による免除は新たにされた弁済の限度で効力を失う。

以上

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（ヒ）第2号

佐賀県唐津市相知町伊岐佐丙1249番地
清算株式会社 株式会社Green
代表清算人 川島 広史

- 1 決定年月日 令和8年2月19日
- 2 主文 次の協定を認可する。

1 協定債権の免除

下記の各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に、各協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず、一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。）の全額につき、その債務を免除する。

記

- ① 株式会社福岡銀行
債権額 28,304,085円（元本部分）
（債権の種類 貸付金）
- ② 株式会社日本政策金融公庫
債権額 9,689,530円（元本部分）
（債権の種類 貸付金）
- ③ 佐賀県信用保証協会
債権額 48,447,946円（元本部分）
（債権の種類 求償金）

- 2 新たな財産が発見された場合の取扱い
前項記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、前項に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。

佐賀地方裁判所唐津支部

小規模個人再生による再生手続開始

令和8年（再イ）第2号

愛知県犬山市大字犬山字西古券492番地
再生債務者 神庭 成秀

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年3月27日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年（再イ）第46号

秋田市新屋日吉町15番3号
再生債務者 吉澤 雄二

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月31日から令和8年4月8日まで

秋田地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第76号

岐阜市須賀3丁目24番7-2号
再生債務者 大伴 巨樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月31日から令和8年4月7日まで

岐阜地方裁判所

令和7年（再イ）第326号

札幌市中央区南28条西9丁目4番21-1号
再生債務者 垣内 俊

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月1日から令和8年4月8日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（再イ）第30号

札幌市東区北25条東18丁目1番3号 グリーンコーポ旭25-303号
再生債務者 丸山 澄恵

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月1日から令和8年4月8日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第86号

静岡県焼津市吉永627番地の6
再生債務者 和田 雄太

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月8日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和8年（再イ）第4号

静岡市駿河区小黒2丁目5番9号
再生債務者 寺島 純也

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月8日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和8年（再イ）第7号

愛知県一宮市花池1丁目23番11号 メゾンクレール102号

再生債務者 西牟田健太

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月25日から令和8年4月1日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和8年（再イ）第1号

奈良県香芝市磯壁4丁目435番地4

再生債務者 高田 裕司

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月25日から令和8年4月8日まで

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和8年（再イ）第2号

鳥取県鳥取市南栄町36番地 ビレッジハウス津ノ井3-404号

再生債務者 安座間健一

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月1日から令和8年4月8日まで

鳥取地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第36号

栃木県佐野市石塚町802番地2

再生債務者 天童 宏徳

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月10日まで

宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年（再イ）第4号

北海道士別市西4条6丁目299番地141

再生債務者 佐藤 麻衣

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月10日まで

旭川地方裁判所名寄支部

令和8年（再イ）第4号

北海道上川郡清水町御影東4条3丁目7番地8

再生債務者 鎌田 龍一

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月1日から令和8年4月8日まで

釧路地方裁判所帯広支部再生係

令和7年（再イ）第60号

千葉県野田市みずぎ4丁目12番4号 セレノパラッツオ1 102号室

再生債務者 渋谷 拓未

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月10日まで

横浜地方裁判所相模原支部

令和8年（再イ）第7号

福井県越前市本保町第24号47番地の1

再生債務者 山崎 玄視

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月13日まで

福井地方裁判所

令和7年（再イ）第59号

大阪府和泉市のぞみ野3丁目4番7号

再生債務者 美容室D.O-UPこと 小川 貴彦

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月10日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和8年（再イ）第11号

岡山県倉敷市児島小川9丁目6番16号

再生債務者 仲前 浩史

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月31日から令和8年4月10日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和8年（再イ）第4号

愛媛県四国中央市妻島町363番地2 サンティールマンション301号

再生債務者 濱田 政信

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月1日から令和8年4月13日まで

松山地方裁判所西条支部

令和8年（再イ）第1号

長崎県佐世保市吉井町立石3番地1 サンシャイン新町102号

再生債務者 角崎 光

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月6日から令和8年4月13日まで

長崎地方裁判所佐世保支部

令和8年（再イ）第1号

福島市飯坂町字八景9番地の15コーポけんたく203号

再生債務者 鈴木 照美

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月21日まで

福島地方裁判所

令和8年（再イ）第3号

茨城県水戸市若宮1丁目5番31棟103号 県営若宮アパート

再生債務者 橋本せつ子

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月28日まで

水戸地方裁判所

令和8年（再イ）第8号

茨城県鉾田市上富田1801-6 フローラルハイソオバ 1号（住民票上の住所）茨城県水戸市大場町2338番地の11

再生債務者 大内 豊

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月28日まで

水戸地方裁判所

令和7年（再イ）第38号

茨城県古河市水海512番地1

再生債務者 八木みゆき（旧姓遠藤）

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月28日まで

水戸地方裁判所下妻支部

令和8年（再イ）第5号

栃木県足利市新山町2241番地4 フォレストリア足利新山802

再生債務者 川田 清隆

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月15日まで

宇都宮地方裁判所足利支部

令和8年（再イ）第6号

埼玉県深谷市西島56番地8
再生債務者 坂本 智一

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月28日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年（再イ）第247号

神奈川県鎌倉市二階堂773番地101
再生債務者 原田 紀

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月14日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和8年（再イ）第11号

川崎市川崎区新川通11番17-1002号 サン
シャイン新川通
再生債務者 吉田 久行

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月21日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年（再イ）第35号

長野県中野市大字篠井211番地
再生債務者 田中 光海

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月14日まで

長野地方裁判所民事部再生係

令和8年（再イ）第27号

大阪府豊中市浜1丁目1番16-301号
再生債務者 グレードサービスこと 甲田 邦夫

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月31日から令和8年4月14日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第94号

大阪府河内長野市美加の台7丁目17番1号、
（営業所）大阪府河内長野市加賀田259-1
再生債務者 ナイト動物クリニックこと 中村 稜

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月31日から令和8年4月14日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和7年（再イ）第105号

堺市北区南花田町141番地1 メゾン南花田
201号
再生債務者 片岡 博

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月31日から令和8年4月14日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和7年（再口）第6号

大阪府泉南市樽井4丁目18番51号
再生債務者 吉田歯科クリニックこと 吉田 幸司

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月31日から令和8年4月14日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和8年（再イ）第16号

大阪府阪南市黒田562番地の2
再生債務者 藤原 大祐

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月31日から令和8年4月14日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和7年（再イ）第11号

和歌山県西牟婁郡白浜町中171番地の3
再生債務者 桐本 昌和

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月21日まで

和歌山地方裁判所田辺支部

令和7年（再イ）第20号

福島県会津若松市一箕町大字八幡字八幡22番
地の28
再生債務者 佐藤 哲也

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令和8年4月30日まで

福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

令和7年（再イ）第244号

横浜市青葉区あかね台2丁目1番地7
再生債務者 金井 一文

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令和8年4月15日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年（再イ）第297号

横浜市神奈川区神大寺2丁目9番7-407号
再生債務者 小牧 麻美

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令和8年4月17日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年（再イ）第306号

神奈川県藤沢市本鶴沼5丁目2番5-3号
再生債務者 嶋田 祐司

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令和8年4月17日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年（再イ）第35号

静岡県浜松市中央区野口町596番地の3
再生債務者 渡邊 一正

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月6日から令和8年4月13日まで

静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和8年（再イ）第3号

徳島県徳島市西新浜町1丁目2番11-5号
再生債務者 椎野 鈴華

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令和8年4月15日まで

徳島地方裁判所民事部

令和8年（再イ）第6号

佐賀県鹿島市大字山浦甲1679番地7
再生債務者 小池 和貴

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令和8年4月15日まで

佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係

令和8年（再イ）第1号

長崎県諫早市目代町602番地3
再生債務者 藤山 寛三

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令和8年4月22日まで

長崎地方裁判所大村支部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和7年(再イ)第217号

千葉県市川市相之川2丁目1番22-302号
(ピアコート)

再生債務者 上松 明子

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月16日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月9日まで
令和8年2月20日
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第455号

東京都中野区新井1-36-4-401

再生債務者 中野 功士

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月27日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月9日まで
令和8年2月20日
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第481号

東京都練馬区豊玉南2-18-6-103

再生債務者 竹下 典幸

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月13日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月9日まで
令和8年2月20日
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第506号

埼玉県草加市稲荷2-14-26

再生債務者 近藤 隆平

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月14日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月9日まで
令和8年2月20日
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第47号

茨城県東茨城郡大洗町和銅12番地の1

再生債務者 川崎 義行

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月26日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月10日まで
令和8年2月17日 水戸地方裁判所

令和7年(再イ)第54号

盛岡市高松四丁目4番57号

再生債務者 木村 裕一

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月18日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月16日まで
令和8年2月20日
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(再イ)第23号

盛岡市黒川14地割27番地1

再生債務者 島田 真一

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月17日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月17日まで
令和8年2月24日
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(再イ)第52号

盛岡市上田4丁目8番8号

再生債務者 高橋 芳子

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月20日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月17日まで
令和8年2月24日
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(再イ)第132号

仙台市青葉区鷺ヶ森2丁目8番6号

再生債務者 原子 豊

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月17日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月17日まで
令和8年2月24日
仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第6号

秋田県由利本荘市薬師堂字二本木126番地6

再生債務者 巖石 教子

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月19日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月17日まで
令和8年2月24日
秋田地方裁判所本荘支部再生係

令和7年(再イ)第20号

山形県天童市駒西5丁目3番12号 サフラー
ハイツB棟 108号

再生債務者 佐藤 清人

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月4日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月17日まで
令和8年2月24日 山形地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第113号

東京都調布市飛田給1丁目4番地18リリーハイム202

再生債務者 毛利 浩通

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月18日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月17日まで
令和8年2月24日
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第45号

富山市婦中町外輪野887番地7

再生債務者 荒井 浩代

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月19日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月17日まで
令和8年2月24日 富山地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第15号

岐阜県安八郡安八町北今ヶ淵1793番地、前住
所山梨県南都留郡忍野村内野4911番地 ポラリス105

再生債務者 谷渡 千明(旧姓小野)

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月9日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月17日まで
令和8年2月24日 岐阜地方裁判所大垣支部

令和7年(再イ)第41号

栃木県下都賀郡野木町大字潤島57番地10

再生債務者 岡本 英明

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月17日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月19日まで
令和8年2月24日
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和7年(再イ)第227号

札幌市白石区平和通7丁目北4番10-2号

再生債務者 高橋 賢

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月6日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月23日まで
令和8年2月20日
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第25号

北海道帯広市西11条南32丁目3番地11

再生債務者 梅林 勝

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月10日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月23日まで
令和8年2月24日
釧路地方裁判所帯広支部再生係

令和7年(再イ)第22号

三重県名張市すずらん台西2番町224番地

再生債務者 胡内 哲夫

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月17日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月23日まで
令和8年2月20日 津地方裁判所伊賀支部

令和7年(再イ)第112号

京都府相楽郡精華町桜が丘3丁目23番地5

フジヒルズ102号、住民票上の住所京都府相

楽郡精華町大字乾谷小字長谷1番地4

再生債務者 池本 零央

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月3日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月23日まで
令和8年2月19日
京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第4号

京都府与謝郡与謝野町字三河内573番地1

再生債務者 小池 靖

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月30日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月23日まで
令和8年2月20日 京都地方裁判所宮津支部

令和7年(再イ)第355号

大阪府高槻市津之江町1丁目88番18号
再生債務者 永田 慶亮

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月4日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月23日まで
令和8年2月20日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第450号

大阪府豊中市東豊中町3丁目29番8号
再生債務者 岡本 義弘

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月2日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月23日まで
令和8年2月20日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第108号

大阪府羽曳野市はびきの2丁目7番17-405号
再生債務者 小野 武

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月16日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月23日まで
令和8年2月20日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和7年(再イ)第16号

兵庫県豊岡市下陰400番地の16
再生債務者 水嶋 雅嗣

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月28日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月23日まで
令和8年2月20日

神戸地方裁判所豊岡支部再生係

令和7年(再イ)第40号

和歌山県有田市千田1361番地の1
再生債務者 岩崎 弘起

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月19日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月23日まで
令和8年2月20日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第267号

札幌市厚別区厚別中央3条4丁目11番5号
HAL CASA新札幌402号(住民票上の住所)
北海道北広島市白樺町2丁目11番地4
再生債務者 佐々木悠人

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月10日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月24日まで
令和8年2月24日

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第281号

札幌市南区澄川3条1丁目8番14-403号
再生債務者 和歌山洋一郎

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月16日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月24日まで
令和8年2月24日

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第14号

北海道岩見沢市大和三条4丁目1番地12
再生債務者 丹波 梓

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月12日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月24日まで
令和8年2月24日

札幌地方裁判所岩見沢支部

令和7年(再イ)第36号

北海道旭川市8条通21丁目13番地の15 クリ
スタルハイツ A号
再生債務者 山田 紀之

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月22日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月24日まで
令和8年2月24日

旭川地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第8号

秋田県大仙市豊川字元畑12番地
再生債務者 草薙 昭広

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月10日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月24日まで
令和8年2月24日

秋田地方裁判所大曲支部

令和7年(再イ)第53号

大津市国分1丁目21番28号
再生債務者 梶原 弥奈

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月12日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月24日まで
令和8年2月24日

大津地方裁判所民事部再生係

令和7年(再イ)第20号

兵庫県朝来市山東町金浦11番地7
再生債務者 三宅 正一

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月16日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月24日まで
令和8年2月24日

神戸地方裁判所豊岡支部再生係

令和7年(再イ)第218号

横浜市瀬谷区上瀬谷町9番地1 レオネクスト
パレス101号室(開始決定時の住所) 横浜
市港北区岸根町683番地1 レオパレスコー
トリパーⅢ 105号
再生債務者 前崎 良太

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月20日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月10日まで
令和8年2月24日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第53号

福岡県久留米市津福今町668番地19
再生債務者 古賀美奈子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月13日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月13日まで
令和8年2月20日

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和7年(再イ)第57号

盛岡市新田町5番35-203号
再生債務者 糠森都麻子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月10日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月17日まで
令和8年2月24日

盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(再イ)第136号

仙台市泉区歩坂町8番8号 レオパレス歩坂
101

- 再生債務者 板垣 隆登
- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月16日付け再生計画面案
 - 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月17日まで
令和8年2月24日

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第42号

茨城県つくば市谷田部2362番地13 (陣場E
49街区20)

- 再生債務者 坂入 正広
- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月12日付け再生計画面案
 - 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月17日まで
令和8年2月24日

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(再イ)第52号

静岡県沼津市大諏訪819番地の1 トーゴK
105

- 再生債務者 佐々木基之
- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月13日付け再生計画面案
 - 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月17日まで
令和8年2月24日

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(再イ)第24号

福島県二本松市上川崎字七島20番地
再生債務者 安田久美子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月10日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月18日まで
令和8年2月25日

福島地方裁判所

令和7年(再イ)第47号

茨城県石岡市東田中1513番地3
再生債務者 西井佐知子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月16日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月18日まで
令和8年2月25日

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(再イ)第26号

栃木県那須塩原市東原3番地1106

再生債務者 藤田眞一郎

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月17日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
18日まで

令和8年2月25日

宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年(再イ)第27号千葉県東金市家徳166番地2 レオパレスリ
ヴェール1 109

再生債務者 福田 行洋

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月10日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
18日まで

令和8年2月25日

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(再イ)第116号

東京都東村山市廻田町3丁目24番地35

再生債務者 木本 典秀

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月9日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
18日まで

令和8年2月25日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第52号

神奈川県秦野市寺山339番地の5

再生債務者 吉田 勇也

1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月20日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
18日まで

令和8年2月25日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年(再イ)第43号富山市住吉580番地27 ロイヤルヒルズB棟
103号

再生債務者 高野 怜子(旧姓宮寄)

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月18日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
18日まで

令和8年2月25日 富山地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第27号

長野県上田市小泉2316番地1

再生債務者 寄留 友明

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月20日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
18日まで

令和8年2月25日 長野地方裁判所上田支部

令和7年(再イ)第88号

静岡県葵区瀬名中央2丁目5番14-102号

再生債務者 高橋 克行

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月9日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
18日まで

令和8年2月25日

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第51号

三重県津市白山町大原297番地

再生債務者 岡本 英朗

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月20日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
18日まで

令和8年2月25日 津地方裁判所再生係

令和7年(再イ)第29号

埼玉県熊谷市桜町2丁目4番15号

再生債務者 増田 邦幸

1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月30日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
19日まで

令和8年2月25日

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(再イ)第31号

山梨県甲府市湯村3丁目23番A-502号

再生債務者 刑部 雅子

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月10日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
23日まで

令和8年2月20日

甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(再イ)第37号

山梨県甲府市徳行5丁目11番11号

再生債務者 岩森 史哉

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月17日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
23日まで

令和8年2月20日

甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(再イ)第87号

大阪府和泉市内田町3丁目1番46-202号

再生債務者 木下 真吾

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月10日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
23日まで

令和8年2月20日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和7年(再イ)第21号

奈良県大和高田市土庫2丁目8番17-2号

再生債務者 上原 丈慶

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月2日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
23日まで

令和8年2月20日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(再イ)第418号

大阪市淀川区三国本町2丁目1番12号

再生債務者 角野 洋司

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月9日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
24日まで

令和8年2月24日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第486号

大阪市西成区松3丁目3番42-601号

再生債務者 小林 寛

1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月16日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
24日まで

令和8年2月24日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第3号

大分県豊後大野市朝地町上尾塚4024番地1

再生債務者 佐藤 知美

1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月28日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
24日まで

令和8年2月24日

大分地方裁判所竹田支部再生係

令和7年(再イ)第249号

北海道石狩市花川南5条1丁目108番地

再生債務者 関本沙弥香

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月16日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
25日まで

令和8年2月25日

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第264号札幌市東区北23条東18丁目5番12号 リビン
グ元町402号

再生債務者 渡邊 誠

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月10日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
25日まで

令和8年2月25日

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第285号

札幌市厚別区厚別北1条2丁目4番20号

再生債務者 斉藤久美子

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月12日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
25日まで

令和8年2月25日

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第17号

北海道苫小牧市拓勇東町4丁目6番28号

再生債務者 渡辺 純也

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月9日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
25日まで

令和8年2月25日

札幌地方裁判所苫小牧支部

令和7年(再イ)第26号北海道北斗市追分1丁目10番10号 ボヌール
B 202号

再生債務者 井川 潤一

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月6日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
25日まで

令和8年2月25日

函館地方裁判所

令和7年（再イ）第12号

福島県大沼郡会津美里町字延命寺前甲512番地8

再生債務者 梅宮 清江

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月22日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月25日まで

令和8年2月25日

福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

令和7年（再イ）第263号

大阪市阿倍野区王子町4丁目1番48-119号

再生債務者 松原 直美

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月20日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月25日まで

令和8年2月25日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第6号

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来2677番地の8

再生債務者 森 吉孝

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月12日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月25日まで

令和8年2月25日

和歌山地方裁判所田辺支部

令和7年（再イ）第41号

滋賀県近江八幡市日吉野町631番地10、（住民票上の住所）大阪府大阪市港区港晴2丁目7番1-523号

再生債務者 山根 昌洋

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月17日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月31日まで

令和8年2月24日 天津地方裁判所彦根支部

令和7年（再イ）第9号

熊本県葦北郡芦北町大字田浦3740番地1

再生債務者 山下 和博

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月6日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月6日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月6日まで

令和8年2月20日 熊本地方裁判所八代支部

令和7年（再イ）第147号

福岡市西区今宿町539番地32

再生債務者 松本 資久

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月20日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月9日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月9日まで

令和8年2月16日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第227号

福岡市中央区地行2丁目10番32-303号 ポヌール西新東

再生債務者 杉山 昭一

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月26日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月9日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月9日まで

令和8年2月16日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第274号

福岡市東区箱崎1丁目31番2-706号 アイセレブ箱崎浪漫邸

再生債務者 高橋 康之

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月4日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月9日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月9日まで

令和8年2月16日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第328号

福岡県春日市若葉台西1丁目51番地2 ピナクル若葉台103号

再生債務者 坂口 健一

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月10日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月9日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月9日まで

令和8年2月16日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第282号

福岡市中央区舞鶴1丁目8番26-1522号 グランパーク天神B棟

再生債務者 田仲 宏泰

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月24日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月10日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月10日まで

令和8年2月17日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第291号

福岡県糸島市前原中央1丁目4番6号

再生債務者 牧園 次男

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月26日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月10日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月10日まで

令和8年2月17日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第302号

福岡県太宰府市国分5丁目12番20号

再生債務者 小林安由起

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月16日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月10日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月10日まで

令和8年2月17日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第323号

福岡県筑紫野市針摺中央2丁目13番17号

再生債務者 上野 智久

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月12日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月10日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月10日まで

令和8年2月17日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第10号

熊本県八代市長田町3324番地3

再生債務者 山下 武久

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月2日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月10日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月10日まで

令和8年2月24日 熊本地方裁判所八代支部

令和7年（再イ）第313号

福岡県糟屋郡志免町桜丘1丁目32番4号

再生債務者 荒武 俊彦

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月2日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月11日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月11日まで

令和8年2月18日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第38号

鹿児島市小野2丁目2番22号 Plaisir K 101号

再生債務者 中山 義久

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月28日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月12日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月12日まで

令和8年2月19日

鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

令和7年（再イ）第69号

新潟市西区西小針台1丁目12番21号

再生債務者 青池 麻里

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月29日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月13日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月13日まで

令和8年2月20日

新潟地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第70号

新潟市北区川西3丁目11番23号

再生債務者 松田 渉

1 決議に付する再生計画案 令和8年1月28日
付け再生計画案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月13日3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月
13日まで

令和8年2月20日 新潟地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第42号

新潟県見附市本所2丁目8番89-1号

再生債務者 小林 卓也

1 決議に付する再生計画案 令和8年2月10日
付け再生計画案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月13日3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月
13日まで

令和8年2月20日

新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和7年（再イ）第255号

福岡市早良区飯倉3丁目37番14-1号

再生債務者 上杉慎太郎

1 決議に付する再生計画案 令和8年2月13日
付け再生計画案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月13日3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月
13日まで

令和8年2月20日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第270号

福岡市東区千早5丁目31番18-701号 N.O.

87 マリアージュステーション

再生債務者 宇山 昌子

1 決議に付する再生計画案 令和8年2月10日
付け再生計画案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月13日3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月
13日まで

令和8年2月20日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第309号

福岡県那珂川市片縄北7丁目23番19号

再生債務者 松尾 智行

1 決議に付する再生計画案 令和8年1月27日
付け再生計画案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月13日3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月
13日まで

令和8年2月20日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第20号

福岡県飯塚市筑穂元吉558番地4

再生債務者 白水 伸義

1 決議に付する再生計画案 令和8年1月8日
付け再生計画案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月17日3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月
17日まで

令和8年2月24日

福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

令和7年（再イ）第13号

島根県出雲市姫原町181番地22

再生債務者 北村 貴澄

1 決議に付する再生計画案 令和8年2月5日
付け再生計画案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月24日3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月
24日まで

令和8年2月24日 松江地方裁判所出雲支部

令和7年（再イ）第16号

広島市安佐北区三入2丁目15番2号

再生債務者 三村 康弘

1 決議に付する再生計画案 令和7年12月17日
付け再生計画案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月24日3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月
24日まで

令和8年2月24日

広島地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第6号

高知県宿毛市中央1丁目2番10号

再生債務者 澤松 佑治

1 決議に付する再生計画案 令和8年2月6日
付け再生計画案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月24日3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月
24日まで

令和8年2月24日 高知地方裁判所中村支部

令和7年（再イ）第38号宮崎市出来島町193番地5 野中マンション
503号

再生債務者 徳永修一郎

1 決議に付する再生計画案 令和8年1月30日
付け再生計画案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月24日3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月
24日まで

令和8年2月24日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

令和7年（再イ）第20号

茨城県日立市多賀町2丁目19番15-206号

再生債務者 青木 誠

1 決議に付する再生計画案 令和8年2月3日
付け再生計画案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月13日3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月
13日まで

令和8年2月20日 水戸地方裁判所日立支部

令和7年（再イ）第35号

秋田市寺内蛭根2丁目11番21号

再生債務者 佐藤 小糸

1 決議に付する再生計画案 令和8年2月2日
付け再生計画案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月17日3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月
17日まで

令和8年2月24日

秋田地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第125号大阪府柏原市上市1丁目3番35-3-304号
ハイツ柏原（事業所所在地）神戸市東灘区田
中町1-7-23サンローゼ本山ビル2F再生債務者 seule et unique
こと 佐野 有理1 決議に付する再生計画案 令和8年1月30日
付け再生計画案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月17日3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月
17日まで

令和8年2月24日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年（再イ）第160号

神戸市垂水区狩口台2丁目30番406号

再生債務者 山下 恭市

1 決議に付する再生計画案 令和8年2月16日
付け再生計画案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月17日3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月
17日まで

令和8年2月24日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年（再イ）第8号

鳥取県東伯郡北栄町由良宿1795番地3

再生債務者 岩本 唯阿

1 決議に付する再生計画案 令和8年2月5日
付け再生計画案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月17日3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月
17日まで

令和8年2月24日 鳥取地方裁判所倉吉支部

令和7年（再イ）第36号

岡山県倉敷市玉島1丁目11番22-17号

再生債務者 川上 透

1 決議に付する再生計画案 令和8年2月3日
付け再生計画案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月17日3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月
17日まで

令和8年2月24日 岡山地方裁判所倉敷支部

令和7年（再イ）第51号

岡山県倉敷市浦田2550番地14

再生債務者 安原 繁

1 決議に付する再生計画案 令和8年1月26日
付け再生計画案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月17日3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月
17日まで

令和8年2月24日 岡山地方裁判所倉敷支部

令和7年(再イ)第73号

新潟市中央区小張木1丁目3番33号

再生債務者 小瀧 勝巳

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月10日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月18日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月18日まで
令和8年2月25日 新潟地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第74号

新潟市北区三軒屋町5番41号

再生債務者 阿部 亮卯

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月16日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月18日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月18日まで
令和8年2月25日 新潟地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第78号

新潟市西区青山3丁目9番19号

再生債務者 野井 聡子

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月16日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月18日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月18日まで
令和8年2月25日 新潟地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第122号

兵庫県姫路市菅生台125番地

再生債務者 木村 悟

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月18日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月18日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月25日まで
令和8年2月25日 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(再イ)第16号

宮崎県都城市吉尾町1960番地1 ラ・メール

吉尾A-201号室

再生債務者 稲田 拓弥

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月18日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月18日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月18日まで
令和8年2月25日 宮崎地方裁判所都城支部

令和7年(再イ)第12号

新潟県三条市東鱒田516番地2

再生債務者 加藤 達郎

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月3日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月25日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月25日まで
令和8年2月25日 新潟地方裁判所三条支部

令和7年(再イ)第20号

広島県呉市吉浦本町3丁目11番32号

再生債務者 木村 拓也

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月20日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月25日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月25日まで
令和8年2月25日 広島地方裁判所呉支部

令和7年(再イ)第13号

山口県光市室積4丁目10番2号

再生債務者 沖原 靖

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月12日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月25日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月25日まで
令和8年2月25日 山口地方裁判所周南支部

令和7年(再イ)第34号

宮崎市東宮2丁目252番地1

再生債務者 矢野さやか

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月20日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月25日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月25日まで
令和8年2月25日 宮崎地方裁判所民事部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

令和7年(再イ)第4号

宮城県登米市米山町西野字中町15番地3

再生債務者 北山 真理

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条1号に定める事由がある。
令和8年2月24日 仙台地方裁判所登米支部

令和7年(再イ)第49号

群馬県伊勢崎市境栄933番地

再生債務者 佐久間達裕

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。
令和8年2月25日 前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第9号

岐阜県揖斐郡大野町大字相羽669番地6

再生債務者 小林 敏信

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条2号に定める事由がある。
令和8年2月25日 岐阜地方裁判所大垣支部

給与所得者等再生による再生手続開始

令和8年(再口)第1号

千葉県稲毛区作草部町1260番地1 ドメイン

西千葉502号

再生債務者 塚本 功

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月31日から令和8年4月14日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(再口)第1号

愛媛県松山市久保240番地21

再生債務者 石崎 弘晃

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前11時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月25日から令和8年4月1日まで

松山地方裁判所民事部

令和8年(再口)第1号

北海道名寄市宇瑞徳137番地6

再生債務者 根本みどり

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月10日まで

旭川地方裁判所名寄支部

令和7年(再口)第3号

福井県坂井市三国町青葉台7番1号

再生債務者 林 逸朗

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午前10時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月10日まで

福井地方裁判所

令和8年(再口)第1号

長野県上伊那郡南箕輪村9387-1 サンバレ

ス沢尻B-203

再生債務者 相馬 佳穂

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後4時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月28日まで

長野地方裁判所伊那支部

令和8年(再口)第1号

東京都八王子市橋原町834番地7

再生債務者 井上 裕雄

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前10時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令和8年4月30日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

**給与所得者等再生による再生
計画案についての意見聴取****令和 7 年（再口）第 3 号**

青森市原別 8 丁目 5 番 23 号
再生債務者 菊地 優子

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和 8 年 2 月 6 日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べる事ができる事項 民事再生法 241 条 2 項各号に定める事由
- 3 2 の書面の提出期間 令和 8 年 3 月 24 日まで
令和 8 年 2 月 24 日

青森地方裁判所民事部再生係

令和 7 年（再口）第 2 号

奈良県北葛城郡広陵町大字南郷 838 番地 1
再生債務者 谷口 稚波

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和 8 年 2 月 9 日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べる事ができる事項 民事再生法 241 条 2 項各号に定める事由
- 3 2 の書面の提出期間 令和 8 年 3 月 24 日まで
令和 8 年 2 月 24 日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

**給与所得者等再生による再生
計画認可****令和 7 年（再口）第 4 号**

福井市上北野 1 丁目 26 番 2 号
再生債務者 山元 孝博

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和 8 年 2 月 12 日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和 8 年 2 月 24 日 福井地方裁判所

令和 7 年（再口）第 2 0 号

大阪市大正区鶴町 3 丁目 18 番 4 号
再生債務者 たち飲みいわきこと 早瀬 佳子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和 8 年 2 月 17 日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和 8 年 2 月 24 日

大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 7 年（再口）第 3 号

福島県西白河郡西郷村字道南西 73 番地 1 ア
パートメントハウスブルーム B-201
再生債務者 小柳 光範

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和 8 年 2 月 20 日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和 8 年 2 月 24 日

福島地方裁判所白河支部再生係

令和 7 年（再口）第 2 4 号

大阪市浪速区浪速西 2 丁目 5 番 2-101 号
再生債務者 久恒 吉見

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和 8 年 2 月 20 日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和 8 年 2 月 24 日

大阪地方裁判所第 6 民事部

**所有者不明土地及び建物管理
命令に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和 7 年（チ）第 3 号

青森県弘前市大字富士見町 14 番地 14
申立人 山崎 厚子
住所・居所 不明

（亡笠井孝の最後の住所）青森県弘前市大字
向外瀬字豊田 319 番地 1 シニアシティ弘前
（不動産登記記録上の住所）青森県南津軽郡
碓ヶ関村大字碓ヶ関字湯向川添 34 番地 1
所有者 亡笠井孝相続財産

届出期間満了日 令和 8 年 4 月 20 日
令和 8 年 2 月 20 日 青森地方裁判所弘前支部
（別紙）物件目録

- 1 所在 平川市碓ヶ関湯向川添
地番 34 番 15
地目 宅地
地積 249.33 平方メートル
- 2 所在 平川市碓ヶ関湯向川添 34 番地 15
家屋番号 34 番 15
種類 居宅
構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床面積 1 階 86.12 平方メートル
2 階 33.12 平方メートル

令和 8 年（チ）第 3 号

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号
申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之
（亡田口収の最後の住所）神戸市灘区岩屋北
町 3 丁目 4 番 8 号
所有者 亡田口収相続財産
届出期間満了日 令和 8 年 4 月 20 日

令和 8 年 2 月 20 日 神戸地方裁判所
（別紙）物件目録

- 1 所在 神戸市灘区岩屋北町三丁目
地番 4 番 13
地目 宅地
地積 30.47 平方メートル
- 2 所在 神戸市灘区岩屋北町三丁目
地番 4 番 14
地目 宅地
地積 71.54 平方メートル
持分 5 分の 1 亡田口収相続財産
- 3 所在 神戸市灘区岩屋北町三丁目 4 番地 13
家屋番号 （未登記）
種類 居宅
構造 木造 2 階建
床面積 1 階 約 23 平方メートル
2 階 約 23 平方メートル

**所有者不明土地管理命令に関
する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和 7 年（チ）第 1 0 号

仙台市若林区なないろの里 2 丁目 3 番地の 13
申立人 株式会社 T R E
代表者代表取締役 田村 明広
住所・居所 不明
（不動産登記記録上の住所）仙台市原町苦竹
字町 145 番地

所有者 高砂 正藏
届出期間満了日 令和 8 年 4 月 20 日
令和 8 年 2 月 19 日

仙台地方裁判所第 4 民事部

- （別紙）物件目録
- 所在 仙台市宮城野区平成二丁目
地番 521 番 10
地目 畑
地積 29 平方メートル

令和 7 年（チ）第 7 号

栃木県那須郡那須町大字高久乙字遅山 3376 番
地
申立人 藤和那須リゾート株式会社
住所・居所 東京都新宿区新宿一丁目 5 番 1
号

所有者 株式会社 マニュファクチャurer
届出期間満了日 令和 8 年 4 月 19 日
令和 8 年 2 月 19 日

宇都宮地方裁判所大田原支部

（別紙）物件目録

- 1 所在 那須郡那須町大字高久乙字遅山
地番 3375 番 1623
地目 山林
地積 1103 平方メートル

令和 8 年（チ）第 2 号

新潟市中央区新光町 4 番地 1
申立人 新潟県

住所・居所 不明
（亡島倉敏の最後の住所）新潟県佐渡市椿尾
164 番地
共有者 亡島倉敏相続財産
（不動産登記記録上の所有者）佐渡郡小木町大
字江積 6 佐藤 春平

届出期間満了日 令和 8 年 4 月 20 日

令和 8 年 2 月 20 日 新潟地方裁判所佐渡支部
（別紙）物件目録

- 所在 佐渡市江積
地番 512 番 3
地目 畑
地積 152 平方メートル
不明共有者 亡島倉敏相続財産の共有持分
10 分の 1

令和 8 年（チ）第 1 号

福岡県大牟田市鳥塚町 87 番地
申立人 熊野神社

代表者代表役員 平川 訓正
住所・居所 不明
（不動産登記記録上の表題部所有者欄の表示）

所有者 大字稻荷共有
届出期間満了日 令和 8 年 4 月 17 日
令和 8 年 2 月 19 日

福岡地方裁判所大牟田支部

（別紙）物件目録

- 所在 大牟田市鳥塚町
地番 103 番
地目 畑
地積 261 平方メートル

令和8年(子)第2号

福岡県大牟田市鳥塚町87番地

申立人 熊野神社

代表者代表役員 平川 副正

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の表題部所有者欄の表示)

所有者 大字稲荷園名共有

届出期間満了日 令和8年4月17日

令和8年2月19日

福岡地方裁判所大牟田支部

(別紙) 物件目録

所在 大牟田市鳥塚町

地番 4番5

地目 墓地

地積 341平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有権不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和7年(子)第74号

大阪府東大阪市水走2丁目15番51号

申立人 吉川 忠彦

亡澤田千佳良の最後の住所 不明

(亡澤田千佳良の不動産登記記録上の住所)

大阪府東大阪市水走2丁目15番49号

所有者 亡澤田千佳良相続財産

届出期間満了日 令和8年4月20日

令和8年2月20日

大阪地方裁判所

(別紙) 物件目録

(主である建物の表示)

所在 東大阪市水走2丁目 1121番地、1122番地

家屋番号 1121番

種類 居宅

構造 木造垂鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 124.63平方メートル

(附属建物(未登記)の表示)

種類 物置

構造 木造垂鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 約20平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年二月二十六日

掲載頁 一七九頁(号外第三十九号)

令和八年三月五日

東京都新宿区四谷四丁目三番八号YKB

サニール六階

代表社員 一般社団法人プロジェクト・ファイナンス

職務執行者 矢澤 学

東京都新宿区四谷四丁目三番八号YKB

サニール六階

(乙) 銀座ホールディングス株式会社

代表取締役 倉方 規安

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和八年三月五日

福岡市中央区六本松三丁目一六番六二一五

〇二号コアマンション赤坂けやき

(甲) 株式会社Frame AO

代表取締役 片田江美奈

福岡市中央区六本松三丁目一六番六二一五

〇二号

(乙) 有限会社新宮プランニング

取締役 片田江美奈

福岡市中央区六本松三丁目一六番六二一五

〇二号

新設分割公告

当法人は、新設分割により新設する医療法人京橋心療クリニック(住所広島市南区京橋町一番二号)に対して当法人の京橋心療クリニックの事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この新設分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月五日

広島県東広島市西条西本町二八番三〇号

医療法人三永会

理事長 岩本 泰行

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月五日

札幌市中央区円山西町五丁目九番一三三

合同会社PAL

代表社員 桑原 智美

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

効力発生日は令和八年四月九日であり、組織変更後の商号は株式会社FIRST CLASSとします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月五日

群馬県桐生市新里町板橋三二八番地七

合同会社FIRST CLASS

代表社員 ウイラコーン・スピン・サランガ

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、組織変更後の商号は株式会社足立燃料とします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月五日

埼玉県朝霞市大字岡二二六番地

足立燃料合名会社

代表社員 須田 誠

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ニュートリベースとします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月五日

東京都中央区日本橋浜町三〇一浜町ラポ

合同会社ニュートリベース

代表社員 佐藤 英明

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、組織変更後の商号は株式会社リグライフックスとします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月五日

東京都目黒区碑文谷六丁目六番三三

合同会社リグライフックス

代表社員 和田真由子

組織変更公告

当社は、合同会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月五日

東京都中央区日本橋浜町三〇一浜町ラポ

合同会社ニュートリベース

代表社員 佐藤 英明

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、組織変更後の商号は株式会社リグライフックスとします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月五日

東京都目黒区碑文谷六丁目六番三三

合同会社リグライフックス

代表社員 和田真由子

組織変更公告

当社は、合同会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社には、確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月五日

東京都港区北青山二丁目五番一

SI株式会社

代表取締役 高村 俊哉

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月五日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一

合同会社TWOON

代表社員 高野 成男

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

効力発生日は令和八年四月十九日であり、組織変更後の商号はshuhari株式会社とします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月五日

東京都豊島区南池袋二丁目一九番一

3point's合同会社

代表社員 大刀 尚子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は令和八年四月六日であり、組織変更後の商号は株式会社フクタとします。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年三月五日
愛知県名古屋市中区瑞穂区亀城町五丁目四〇番地
合資会社フクタ
無限責任社員 松岡 平記

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は令和八年四月七日であり組織変更後の商号は株式会社 Seilup とします。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年三月五日
大阪府八尾市本町三丁目一 一番二七号
合同会社 N E X T
代表社員 清水 健太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億円減少し一億円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
金融商品取引法による有価証券報告書提出済み
令和八年三月五日
神戸市中央区東川崎町一丁目五番七号
株式会社神戸新聞社
代表取締役 梶岡 修一

準備金の額の減少公告

当社は、大洋化学工業株式会社を完全子会社とする株式交換により資本準備金の額が増加したため、その増加額全額を減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載 官報
掲載の日付 令和八年二月二十四日
掲載頁 八十九頁(号外第三十七号)

令和八年三月五日

岐阜県大垣市本町五八番地
株式会社大台商会
代表取締役 伊藤 篤志
基準日設定につき通知公告
当社は、令和八年四月一日を基準日と定め、同日現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年六月二十二日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましてので公告します。
また、当社は、令和八年四月一日を基準日と定め、同日現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、余剰金の配当を受ける権利者と定めましてので公告します。
令和八年三月五日
富山県富山市婦中町萩島三六九七番地の八
株式会社陽進堂
代表取締役 北村 博樹

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、効力発生日は令和八年三月十九日とし、同日に当社の株券は無効となります。
令和八年三月五日
山形県天童市大字川原四二七八番地の一
天童ゴルフ株式会社
代表取締役 野川 勝弘

定款変更につき通知公告

当社は、株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、本公告掲載の翌日から二週間を経過した日の翌日に定款の変更が効力を生じ、同日に株券は無効となります。
令和八年三月五日
愛知県一宮市本町三丁目一〇番一
株式会社文光堂
代表取締役 内藤 幹夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月五日

岡山県岡山市北区田町一丁目四番一五号
木原興業株式会社
代表取締役 木原 裕之
合併につき株券等提出公告
当社は、向ヶ丘遊園駅前合同会社と合併して解散することいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年四月十五日までに当社にご提出下さい。
令和八年三月五日
東京都新宿区四谷四丁目三番八号 Y K B
サニールビル六階
銀座ホールディングス株式会社
代表取締役 倉方 規安

限定承認公告

本籍東京都町田市南大谷二丁目三三七番地、最後の住所東京都町田市木曾東三丁目一六番二九一〇四号 被相続人 亡 大橋 武充 右被相続人は令和七年十一月三日死亡し、その相続人は令和八年二月二十四日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。
令和八年三月五日
神奈川県横浜市南区浦舟町五丁目七七番地
二四日神パレステージ横浜阪東橋八〇六号
室 相続財産清算人 大橋 一博

優先資本の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本の額を金二十億円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月十日
掲載頁 七十一頁(号外第一二七号)
令和八年三月五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一五号東京共同会計事務所内
ジェイコアラジ4ホールディング特定目的会社
取締役 北川 久芳

訂正公告

令和八年二月二十六日掲載の左記会社に係る合併公告中、甲の最終貸借対照表の開示状況に [http://www.kyoden.co.jp] とあるは [https://www.kyoden.co.jp] の誤りにつき訂正します。
令和八年三月五日
長野県上伊那郡箕輪町大字三日町四八二番地一
(甲) 株式会社キョウデン
代表取締役 宮永圭一郎
静岡県伊豆の国市三福八〇番二
(乙) 株式会社キョウデンプレジジョン
代表取締役 海老塚 隆
長野県上伊那郡箕輪町大字三日町四八二番地一
(丙) 株式会社キョウデンダイレクト
代表取締役 門野 浩士

訂正公告

令和八年二月二十日(第一六五一号) 掲載の定款変更につき通知公告中、「令和八年三月九日」とあるのは「令和八年三月二十日」に訂正します。
令和八年三月五日
大阪府西淀川区佃七丁目二番一 二号
日東粉化工業株式会社
代表取締役 藤井 正信

訂正公告

令和八年二月二十日(第一六五一号) 掲載の定款変更につき通知公告中、「令和八年三月九日」とあるのは「令和八年三月二十日」に訂正します。
令和八年三月五日
大阪府西淀川区佃七丁目二番一 二号
日東粉化商事株式会社
代表取締役 藤井 正信

正 誤

Table with 2 columns: Page (ページ), Error (誤), Correction (正).
Row 1: Page 111, Error: 共和国王国政府, Correction: 共和国政府.
Row 2: Page 111, Error: 株式会社キョウデンダイレクト, Correction: 株式会社キョウデンダイレクト.